

第2次つくばみらい市男女共同参画計画



つくばみらい市

はじめに

近年、少子高齢化の進展と人口減少社会の本格的な到来を背景に、男女の仕事と生活を取りまく状況は大きく変化しており、それに伴いライフスタイルも多様化するなど、社会状況は急速に移り変わっています。現代が抱える社会問題を乗り越え、地域の活力を高めていくためにも、男女が互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなく、誰もが個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。

本市では、2006年(平成18年)に女性行政施策を推進する男女共同参画係を設置して以降、「つくばみらい市男女共同参画計画」の策定をはじめとして、「つくばみらい市男女共同参画推進条例」を制定し、「男女共同参画都市」を宣言するなど、男女共同参画社会の実現に向けてさまざまな施策を展開してまいりました。

このたび、社会環境の変化や、新たな関係法令の成立、これまでの計画の結果と課題を踏まえ、本市における新たな男女共同参画推進の指針として、「第2次つくばみらい市男女共同参画計画」を策定しました。

今後とも、市民の皆様、事業所、関係団体の皆様と協働し、より一層の連携を図りながら、各施策を推進してまいりますので、皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただいたつくばみらい市男女共同参画推進委員会の委員の皆様をはじめ、アンケート等にて貴重なご意見、ご提案をいただいた市民の皆様に対し、心より感謝申し上げます。

平成30年3月

つくばみらい市長 片庭 正雄

つくばみらい市男女共同参画都市宣言

美しい自然に囲まれ、豊かな伝統文化を育み、発展していく
私たちのまち、つくばみらい市
私たちは、つくばみらい市をさらに輝きあふれるまちとするため、
男女がともに性別にかかわらず、夢や希望を持って、
ともに幸せを実感できる社会の実現に向け、
ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

1 私たちは、男女が互いに人権を尊重し、個性と能力を生かして、
自分らしく生きることのできるまちをめざします。

1 私たちは、男女がともに対等な構成員として、
社会のあらゆる分野において参画できるまちをめざします。

1 私たちは、男女が互いに協力することにより、
家庭、職場、地域等における活動が両立できるまちをめざします。

1 私たちは、男女がともに互いの性を理解し、尊重することで、
心身ともに健康な生活を営むことができるまちをめざします。

2011年（平成23年）3月27日

つくばみらい市

I 基本計画

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
2. 計画の期間と構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
4. 男女共同参画をめぐる動向・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第2章 男女共同参画をとりまく現状と課題

1. 本市の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
2. 意識調査結果からみる男女共同参画の状況・・・・・・・・ 11
3. つくばみらい市後期男女共同参画計画の評価・・・・・・・・ 24

第3章 計画の理念と目標

1. 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
2. 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
3. 体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会への意識づくり～人が変わる～ 29

- 主要課題1. 男女平等意識の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 主要課題2. 男女共同参画を推進する教育・学習・・・・・・・・ 31
- 主要課題3. あらゆる暴力の根絶・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

基本目標Ⅱ 多様な働き方のための環境整備～組織が変わる～ 35

- 主要課題1. 家庭と仕事の両立支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- 主要課題2. 雇用や職業の場における男女共同参画の推進・・・・ 38

基本目標Ⅲ 多様な分野における男女共同参画～社会が変わる～ 40

- 主要課題1. 政策・方針決定の過程への女性の参画・・・・・・・・ 40
- 主要課題2. 地域における身近な男女共同参画の促進・・・・ 42
- 主要課題3. 国際社会への参画・・・・・・・・・・・・・・・・ 44

基本目標Ⅳ 誰もが安心して暮らせる社会づくり 45

- 主要課題1. 生涯を通じた健康づくりの促進・・・・・・・・ 45
- 主要課題2. 困難な立場にある男女への支援・・・・・・・・ 46

第5章 庁内における男女共同参画の推進 48

第6章 計画の推進

1. 推進体制の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
2. 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50

Ⅱ 実施計画

基本目標Ⅰ	男女共同参画社会への意識づくり～人が変わる～	52
基本目標Ⅱ	多様な働き方のための環境整備～組織が変わる～	54
基本目標Ⅲ	多様な分野における男女共同参画～社会が変わる～	57
基本目標Ⅳ	誰もが安心して暮らせる社会づくり	58
庁内における男女共同参画の推進		60
目標値の設定		61

資料編

1.	男女共同参画社会基本法	64
2.	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）	69
3.	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	78
4.	つくばみらい市男女共同参画推進条例	85
5.	つくばみらい市男女共同参画推進委員会条例	88

I 基本計画

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画の趣旨

1999年（平成11年）6月23日に公布・施行された「男女共同参画社会基本法」には、女性も男性も互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にとらわれることなくその個性と能力を十分に発揮できる豊かな社会を実現することをわが国の重要課題として位置づけています。また、近年、少子高齢化の進展をはじめ、家族形態の多様化、社会意識や価値観の変化など、社会環境は急速に変化しています。それに伴い、人々のライフスタイルも変化し、新しい時代に生きる男女の多様な生き方への対応が求められています。

本市においても、男女共同参画社会の確立を目指して、2008年（平成20年）3月に計画期間を2008年度～2017年度とした「つくばみらい市男女共同参画計画」を策定し様々な施策を展開してきました。

一方、配偶者や恋人等からの暴力¹やセクシュアル・ハラスメント²など女性に対する人権問題への意識も高まり、その対応が強く求められています。

さらには、2015年（平成27年）に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」により、地域経済や、地域社会の活性化に向けて、あらゆる分野に女性の活躍を進めようと国を挙げて対策が進んでいます。

そのような中、本市においては2010年（平成22年）3月に、市、市民及び事業者が、それぞれの立場に課されている責務と役割を果たし、積極的に協働して、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを定めた「つくばみらい市男女共同参画推進条例」を制定しました。条例に明記されている基本理念に基づく、男女の自立と共同参画社会の実現と、さらには近年の女性の地位向上についての国の対策に基づく施策の新たな指針として、「第2次つくばみらい市男女共同参画計画」を策定するものです。

2. 計画の期間と構成

この計画の計画期間は、2018年度から2027年度までの10年間とします。

また、この計画の構成は男女共同参画社会を構築するための基本的な方向と施策を定めた「基本計画」と、具体的な実施事業などを定めた「実施計画」からなり、5年後には見直すこととすることから、2022年度を中間見直しの年度とします。

構成と期間

2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
基本計画(2018年度～2027年度)									
前期実施計画(2018年度～2022年度)					後期実施計画(2023年度～2027年度)				
				中間見直し					

¹ 配偶者や恋人等からの暴力

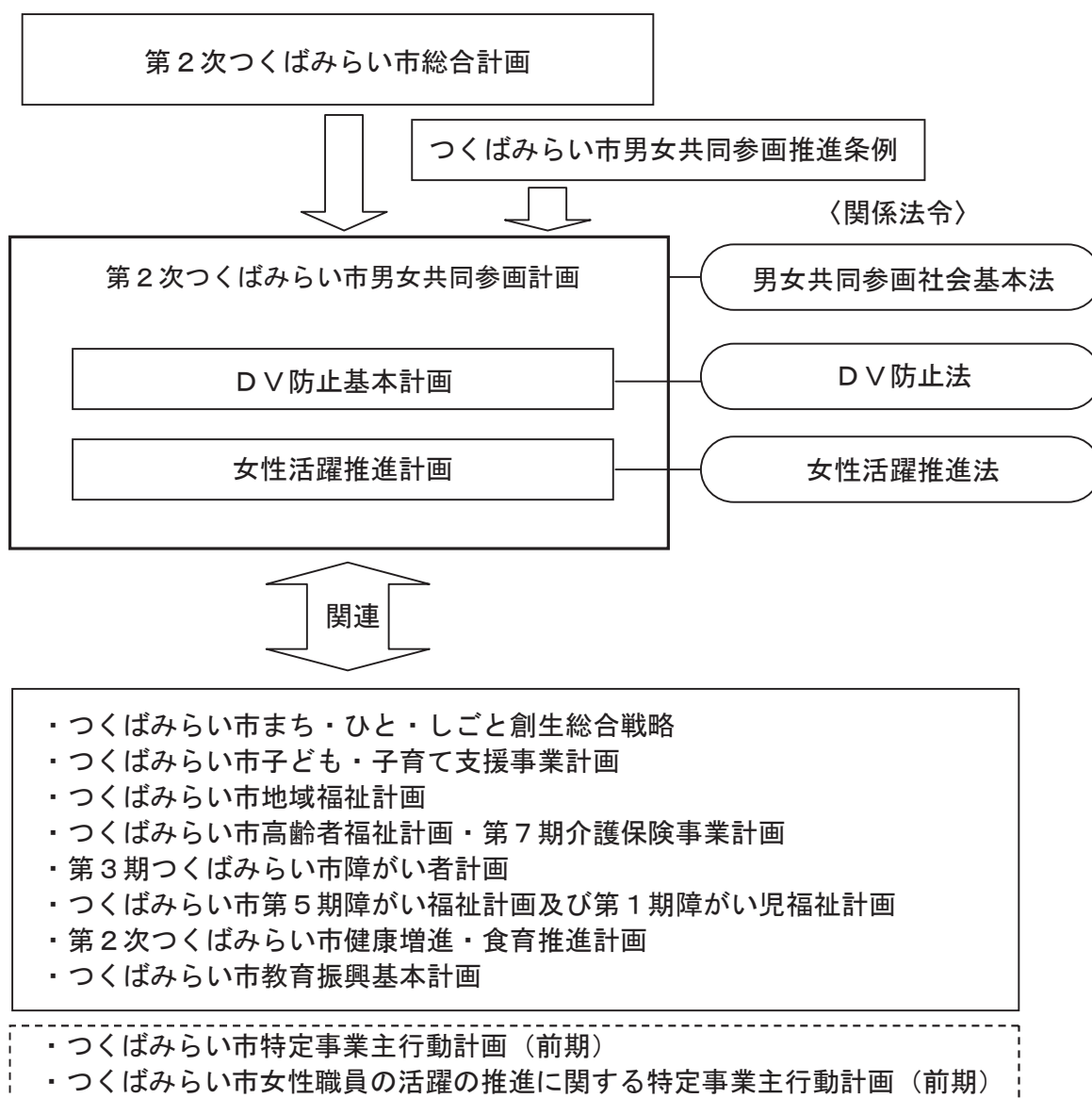
配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振られる暴力。ドメスティック・バイオレンス、DVとも呼ばれる。

² セクシュアル・ハラスメント

職場などにおける性的な嫌がらせのこと。

3. 計画の位置づけ

- ①国の「男女共同参画社会基本法」, 「第4次男女共同参画基本計画」及び「茨城県男女共同参画推進条例」, 「茨城県男女共同参画基本計画」を踏まえて策定します。
- ②「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」に基づくDV防止基本計画としても位置づけられるとともに, 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく推進計画を含みます。
- ③「つくばみらい市男女共同参画推進条例」に基づき総合的な施策として策定します。
- ④「第2次つくばみらい市総合計画」に基づき, 関連計画との整合を図りながら策定します。



4. 男女共同参画をめぐる動向

(1) 世界の動き

1975年(昭和50年)を国際連合において「国際婦人年」とし、それに続く10年を「国連婦人の10年」と定め、「平等・発展・平和」を目標とした「世界行動計画」が採択されると、女性の地位向上に向けて各国での取り組みが急速に進みました。

1979年(昭和54年)の国連総会では、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択され、性に基づく差別の撤廃と女性の地位向上に向けた世界的な取り組みが大きく前進し、日本では1985年(昭和60年)に、この条約を批准しています。

1985年(昭和60年)のナイロビ会議(第3回世界婦人会議)では、「西暦2000年に向けて婦人の地位向上のための将来戦略(ナイロビ将来戦略)」が採択されました。

1995年(平成7年)には、「第4回世界女性会議」が北京において開催され、「平等・開発・平和」のため、あらゆる分野における女性の参画を求める「北京宣言」がなされました。また、女性のエンパワーメント³の重要性が指摘され、ナイロビ将来戦略の評価・見直しとともに、「行動綱領」が採択され、現在の女性政策の世界的な指針となっています。

2000年(平成12年)には、国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、「行動綱領」の達成状況の検討評価が行われ、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なるイニシアティブに関する文書(いわゆる成果文書)」が採択されました。

2011年(平成23年)には、「UN Woman(ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関)」が発足され、女性の地位向上に向けての動きはますます活発化しています。

2015年(平成27年)には、「第59回国連婦人の地位委員会(国連「北京+20」)」が開催され、「北京行動宣言及び行動要領」、第23回国連特別総会成果文書並びに第4回世界女性会議10周年及び15周年における婦人の地位委員の宣言を再確認し、完全実施に取り組むための宣言が採択されました。

(2) 国の動き

1977年(昭和52年)に「国内行動計画」を策定し、これをもとに男女平等に関する法律や制度の整備が進み、1985年(昭和60年)には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に批准しました。

1987年(昭和62年)に「ナイロビ将来戦略」を受けて「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定され、1991年(平成3年)に「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次)」へと改正しました。

1994年(平成6年)、総理府に「男女共同参画室」、「男女共同参画審議会」及び「男女共同参画推進本部」が設置されました。

1996年(平成8年)に、新たな行動計画である「男女共同参画2000年プラン」を策定しました。

1999年(平成11年)には、「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の実現が21世紀のわが国社会を決定する最重要課題として位置づけられ、より一層の推進が図られることになりました。

³ エンパワーメント

変革の主体となるため「力をつける」こと。そのために、みんなで力を合わせ、ともに力をつけ、一人ひとりがその人らしく活動する中で、文化的・社会的・政治的・経済的状況などを変えていくこと。1994年(平成6年)の国際人口・開発会議、1995年(平成7年)の第4回世界女性会議、国連特別総会女性2000年会議などでも「女性のエンパワーメント」が主要課題となった。

2000年（平成12年）「男女共同参画基本計画」が策定され、以後4次にわたり様々な制度の整備、推進が図られてきました。

2007年（平成19年）官民トップ会議において「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス⁴）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

2013年（平成25年）6月に閣議決定された「日本再興戦略」では、その中核に女性の活躍推進が位置づけられました。

2015年（平成27年）には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、女性活躍推進法）」が施行され、女性の職業生活における活躍に向けて推進が図られてきました。同年、第4次男女共同参画基本計画が策定されました。

「第4次男女共同参画基本計画」では、目指すべき社会として次の4つをあげています。

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③男性中心型労働慣行等の変革を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
- ④男女共同参画を我が国における最重要課題として位置づけ、国際的な評価を得られる社会

（3）茨城県の動き

1978年（昭和53年）に婦人問題を担当する課として生活福祉部に青少年婦人課を設置し、以来女性の地位向上と社会参加の促進など、積極的に取り組んできました。

また、1996年（平成8年）には、県が取り組むべき女性施策の指針として、「いばらきハーモニープラン」を策定しました。これは男と女のより良いパートナーシップの確立を基本理念としています。

2001年（平成13年）には、「男女共同参画社会基本法」の理念を受けて、県・県民・事業者が一体となって取り組むための基本となる「茨城県男女共同参画推進条例」が制定されました。

2003年（平成15年）には、条例の基本理念を具現化し、実効性のある施策を展開するため、「茨城県男女共同参画基本計画」、同「実施計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みの方針を明確にしました。

2011年（平成23年）3月には、「茨城県男女共同参画基本計画（第2次）」を策定しました。

2016年（平成28年）3月には「茨城県男女共同参画基本計画（第3次）」の計画策定が行われています。同計画では、「茨城県男女共同参画推進条例」第3条に規定する基本理念「男女の人権の尊重」「社会制度・慣行への配慮、多様な生き方の選択」「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「国際的協調」を計画の基本理念に、3つの基本目標を設定しています。

- ①～人が変わる～様々な分野における男女共同参画の推進
- ②～組織が変わる～持続可能で多様な働き方のための環境の整備
- ③～社会が変わる～一人ひとりの人権が尊重される幸せな社会の構築

⁴ ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活とが調和あるいは両立している状態をさす。一人ひとりがそれぞれ、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに家庭や地域活動などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会のこと。

(4) つくばみらい市の取り組み

2006年(平成18年)3月,旧伊奈町と旧谷和原村が合併してつくばみらい市になり,秘書広聴課に男女共同参画係を設置しました。同年9月,全職員を対象とした「男女共同参画に関する意識調査」を実施しました。

2007年(平成19年)4月,市民2,000人を対象とした「つくばみらい市男女共同参画に関する市民意識調査」を実施し,2008年(平成20年)3月に基本計画を達成するための主要な施策を定める基本目標である「つくばみらい市男女共同参画計画」及び,施策を計画的に実施するため,より具体的な事業を示す「前期実施計画」を策定しました。

2010年(平成22年)3月には,「つくばみらい市男女共同参画推進条例」を制定しました。この条例は男女共同参画の推進についての基本理念や,市,市民及び事業者の責務を明らかにし,また,男女共同参画に関する施策の基本となる事項を定め,これを総合的かつ計画的に推進し,もって男女共同参画社会を実現することを目的としています。

2011年(平成23年)3月には,「つくばみらい市男女共同参画都市宣言」を行いました。

また,2013年(平成25年)3月には,地域や社会を取り巻く状況の変化を踏まえ,実施計画の見直しを行い,計画期間を2013年度から2017年度とする「後期実施計画」を策定し,男女共同参画社会の形成のため,男女が対等な立場で参画できる機会や場の拡大,性別役割分担意識⁵の改革のための啓発などを行ってまいりました。



⁵性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず,男性,女性という性別を理由として,役割を固定的に分けることをいう。「男は仕事・女は家庭」,「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により,男性・女性の役割を決めている例である。

第2章 男女共同参画をとりまく現状と課題

1. 本市の概況

本市は、茨城県の南西部に位置し、都心から40km圏に位置しています。2006年（平成18年）に旧伊奈町と旧谷和原村が合併し、つくばみらい市が誕生しています。

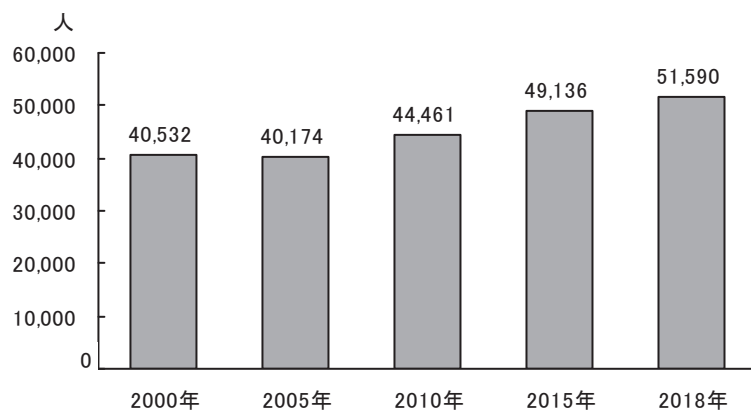
2005年（平成17年）にはつくばエクスプレス線（みらい平駅）が開業したことにより、みらい平駅周辺における開発が進み、人口増加が続いています。

みらい平駅に近い利便性の高い地域で宅地開発が進み、子育て世代の流入が目立つ一方、周辺の地域では人口減少と少子高齢化が進み、市の人口配置や地域の人口構成に偏りがみられます。

（1）人口の状況

本市の人口は2006年（平成18年）の合併以降増え続けており、2015年（平成27年）の国勢調査で49,136人、直近では2018年（平成30年）1月現在の住民基本台帳で、51,590人となっています。

人口の推移



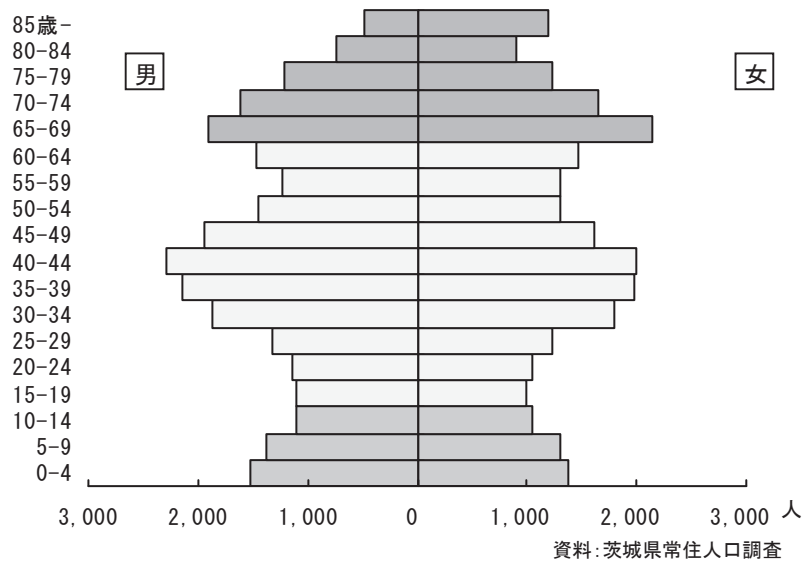
注)2000年, 2005年は旧伊奈町と旧谷和原村の合計

資料: 国勢調査, 2018年は1月1日現在住民基本台帳

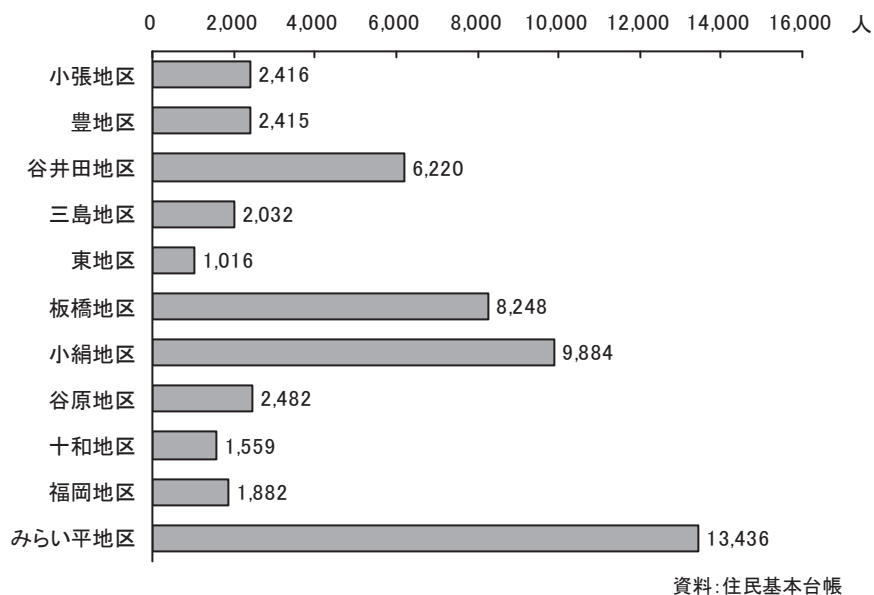
人口構成を人口ピラミッドでみると、男女ともに40歳代前後の働き盛りの世代と、60歳代後半から70歳代前半のいわゆる団塊の世代を含む世代の人口が多くなっています。

地区別にみると、住宅開発が進んでいるみらい平地区の人口割合が高くなっています。みらい平地区の人口構成は、40歳前後の親と子どもの家庭が多く、既存地区の人口構成とは大きく異なっています。

年齢5歳階級別人口（2017年10月1日現在）

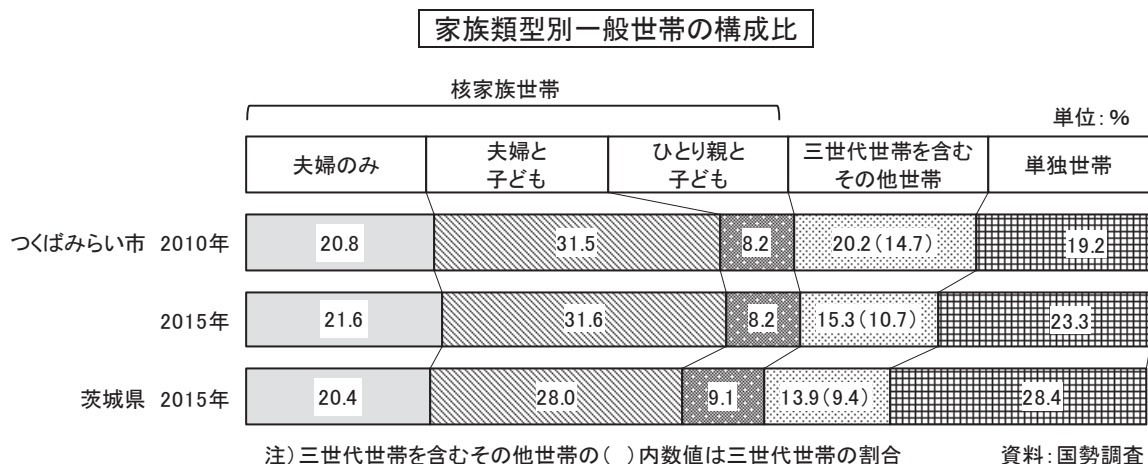


地区別人口（2018年1月1日現在）

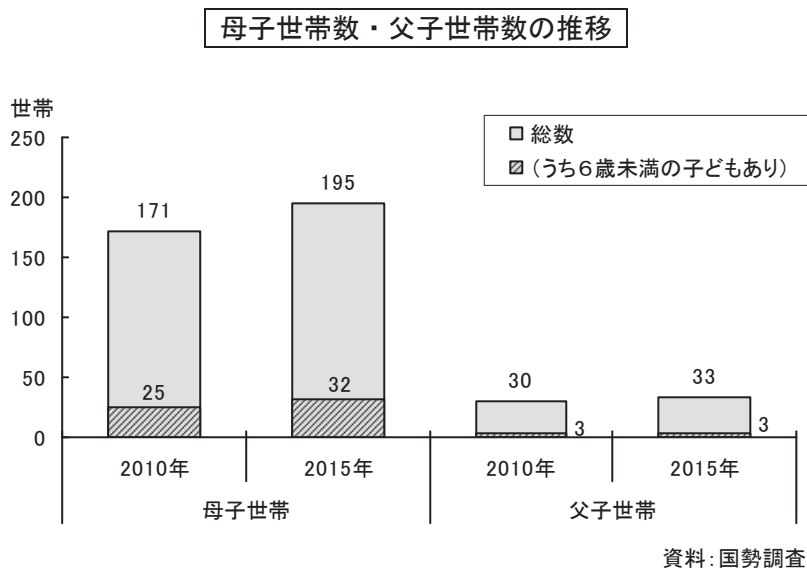


(2) 世帯の状況

世帯数は、人口と同じく増加を続けており、2015年（平成27年）の国勢調査では、18,129世帯となっています。2010年（平成22年）から2015年（平成27年）の家庭類型別の推移をみると、世帯の半数以上を占める核家族世帯は横這いですが、単独世帯は増加、三世帯同居を含むその他世帯は減少しています。

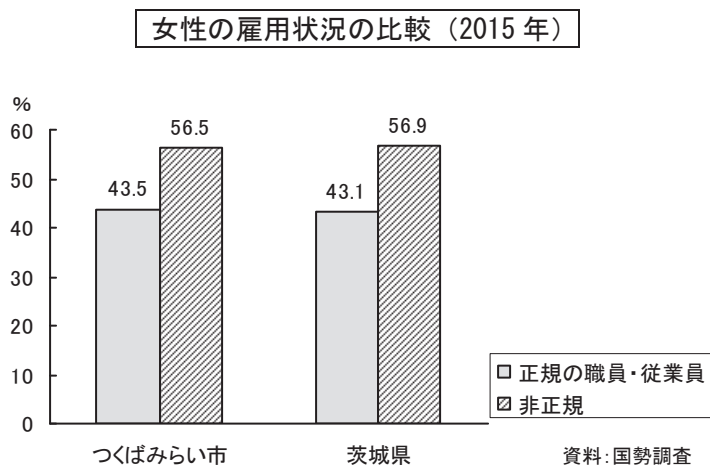


ひとり親世帯の推移は、母子世帯・父子世帯いずれも増加しており、2015年（平成27年）のひとり親世帯は228世帯、内訳は母子世帯195世帯、父子世帯33世帯となっています。

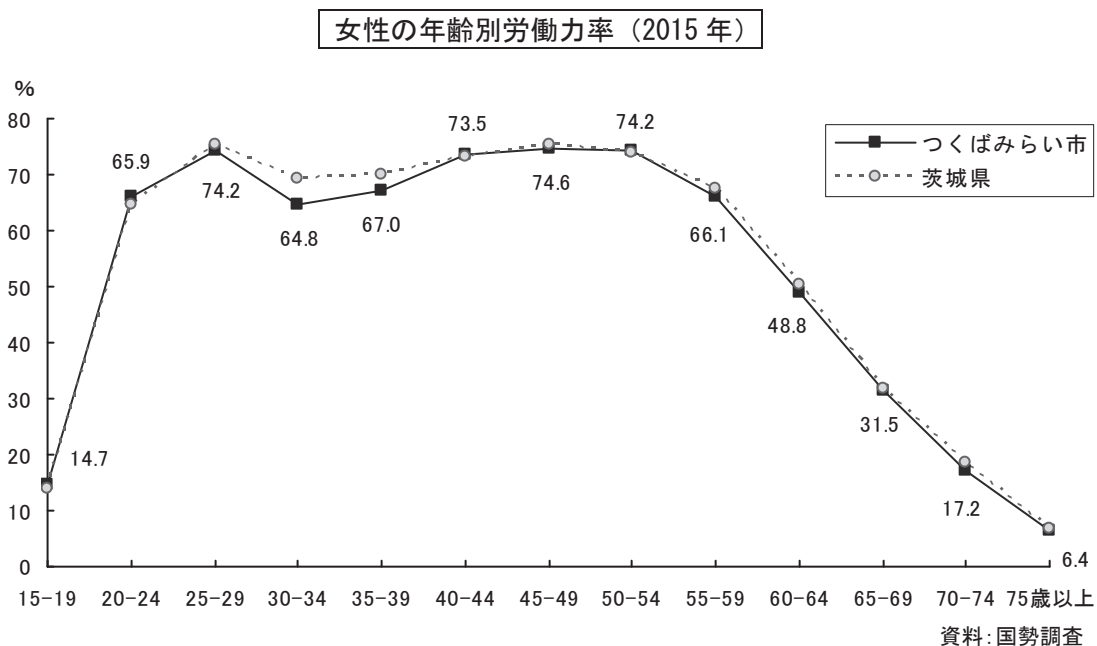


(3) 就労の状況

女性の雇用形態を県と比較すると、正規雇用は 43.5%、非正規雇用は 56.5%といずれも県平均と同程度となっています。



女性の労働力率については、子育て世代の女性が離職することによって生じるM字曲線の底は、30歳代を中心に、県よりもやや深くなっていることから、本市は県と比較して、女性の離職率が高いことが伺えます。



2. 意識調査からみる男女共同参画の状況

本市では、2008年（平成20年）3月に策定した「つくばみらい市男女共同参画計画」に基づき、「つくばみらい市男女共同参画推進条例」の制定や「男女共同参画都市宣言」を行うなど、男女共同参画社会の実現に向けて、様々な施策に取り組んできました。

また、第2次つくばみらい市男女共同参画計画を策定するにあたり、男女共同参画に関する意識や実態を把握するため、2017年（平成29年）6月下旬から7月中旬にかけて、意識調査や市民懇談会、市民ヒアリングを実施しました。意識調査等の結果や施策の進捗状況を踏まえ、男女共同参画をめぐる本市の状況と課題を明らかにしました。

【意識調査】

調査対象		回収数（率）
市民	市内在住の18歳以上の市民2,350人	801人（34.0%）
市内事業所	市内事業者（個人事業主を含む）150事業所	48事業所（32.0%）
市職員	臨時・嘱託を含む全職員486人	316人（65.0%）

【市民ヒアリング，市民懇談会】

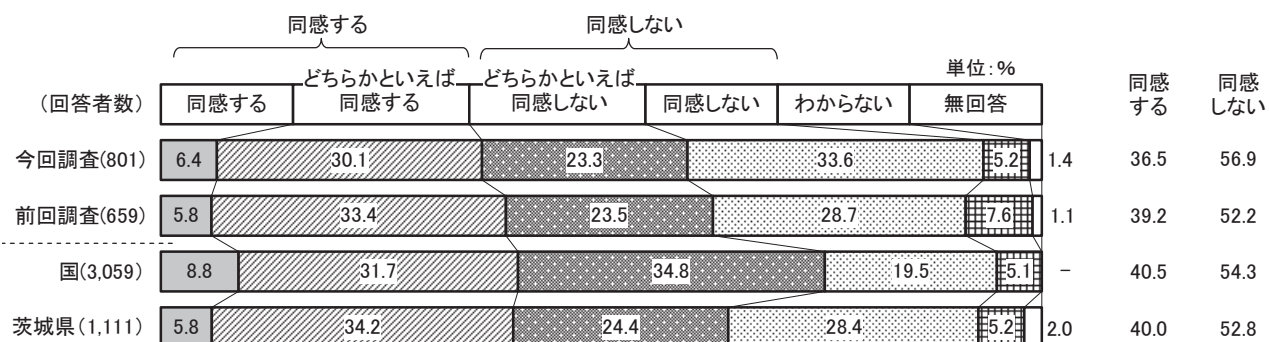
参加者		参加者数
市民ヒアリング	子育て・働く世代の男女，市内在学中学生及び高校生	120人
市民懇談会	市民，市男女共同参画推進委員，市職員	39人

（1）男女共同参画社会への意識づくりの取り組み

市民意識調査によると、「男性は仕事，女性は家庭」という考えに『同感しない』は，国の54.3%，県の52.8%を上回る56.9%であり，本市は，国・県と比較して，性別役割分担意識が是正されつつあるといえます。

また，前回調査（2011年実施）においては、『同感しない』が52.2%であったことから，5年前と比較して、『同感しない』と考える市民が増えており，意識の変化が見られます。

「男性は仕事，女性は家庭」という考え方（国・県及び前回調査との比較）

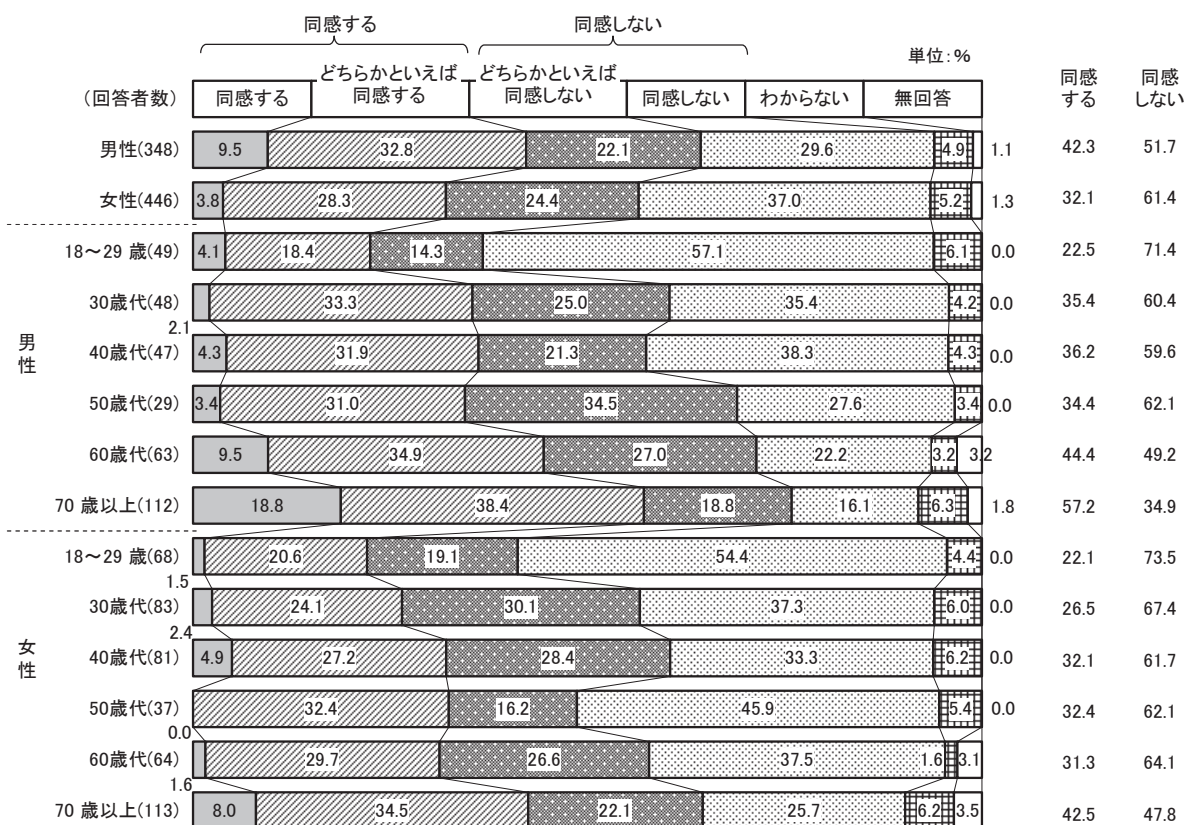


国の調査は2016年8月～9月「男女共同参画社会に関する世論調査」
 県の調査は2015年2月「茨城県男女共同参画社会県民意識調査」

また、同様の考え方について、性・年齢別で比較を行うと、『同感する』と答えた人が1番多かったのは、70歳以上の男性の57.2%、2番目に多かったのは60歳代男性の44.4%でした。一方で、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に『同感しない』と最も多く答えたのは、女性18歳～29歳の73.5%であり、男性18～29歳の71.4%がこれに続くことから、高齢男性と若い世代の考え方には大きな隔たりがあることが伺えます。

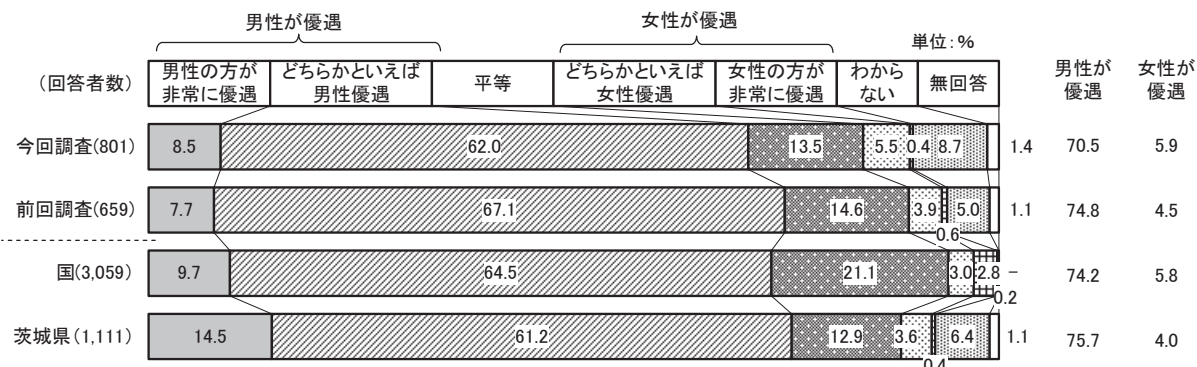
家庭や学校における教育を通して、男女共同参画の考え方が浸透しつつあると考えられますが、今後も継続した取り組みを行い、幅広い世代の意識を変えていく必要があります。

「男性は仕事、女性は家庭」という考え方（性・年齢別）



また、社会全体で『男性が優遇』されていると考える人の割合は、本市で70.5%、国で74.2%、県では75.7%となっており、国・県の数値を下回っていることから、より早く意識が変わりつつあることが伺えます。また、前回調査（2011年実施）においては、『男性が優遇』は74.8%であったことから、男女の平等に関する意識は変化しつつあると考えられます。

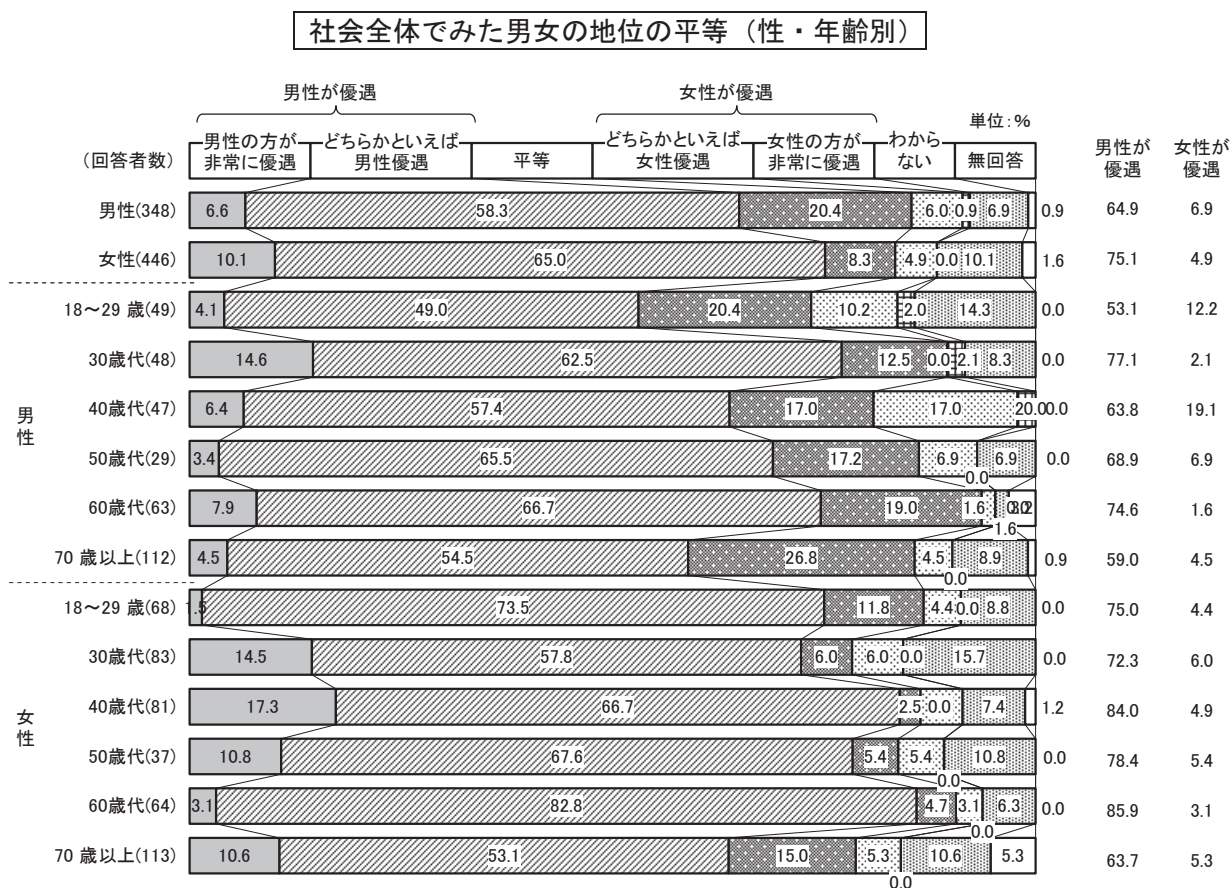
社会全体でみた男女の地位の平等（国・県及び前回調査との比較）



国の調査は2016年8月～9月「男女共同参画社会に関する世論調査」
 県の調査は2015年2月「茨城県男女共同参画社会県民意識調査」

さらに、性別で比較を行うと、『男性が優遇』は、女性が75.1%、男性が64.9%で、10.2ポイントの差があり、さらに『平等である』は女性が8.3%、男性が20.4%と2倍以上のポイント差があることから、地位の平等に関する意識は、男女間で大きく異なることが分かります。

さらに、性・年齢別で比較を行うと、上位は女性60歳代85.9%、女性40歳代84.0%、女性50歳代78.4%という結果になっており、特に40代～60代の女性は、男女の地位が不平等だと考えている割合が高いことが分かります。



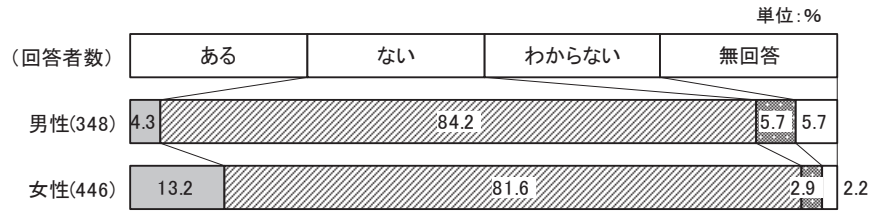
男女共同参画に関する意識は、社会状況の変化とともに、変化しつつあるものの、性別や年齢によっても意識の違いがあり、未だに性別役割分担意識は残っていることが推測されます。男女共同参画社会の実現に向けて、障壁となる慣習や慣行をなくすことができるよう、長期的・継続的に啓発や学習を行い、偏った意識を少しずつ変えていく必要があります。

(2) あらゆる暴力根絶への取り組み

暴力は重大な人権侵害であり、暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき課題です。

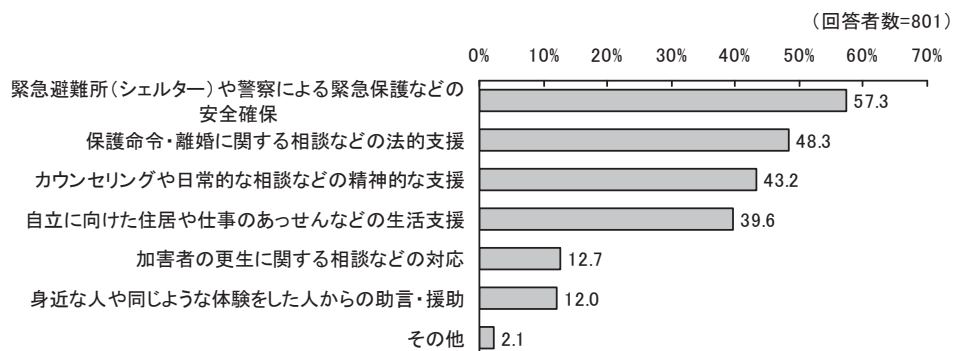
市民意識調査では、配偶者や恋人等からの暴力を受けた経験のある女性は13.2%、男性は4.3%の割合です。暴力であることに気づかない人や、被害者が我慢すれば済む問題だと考える人も多いと想定され、あらゆる暴力に関して、正しく啓発していく必要があります。

配偶者や恋人等からの暴力を受けた経験



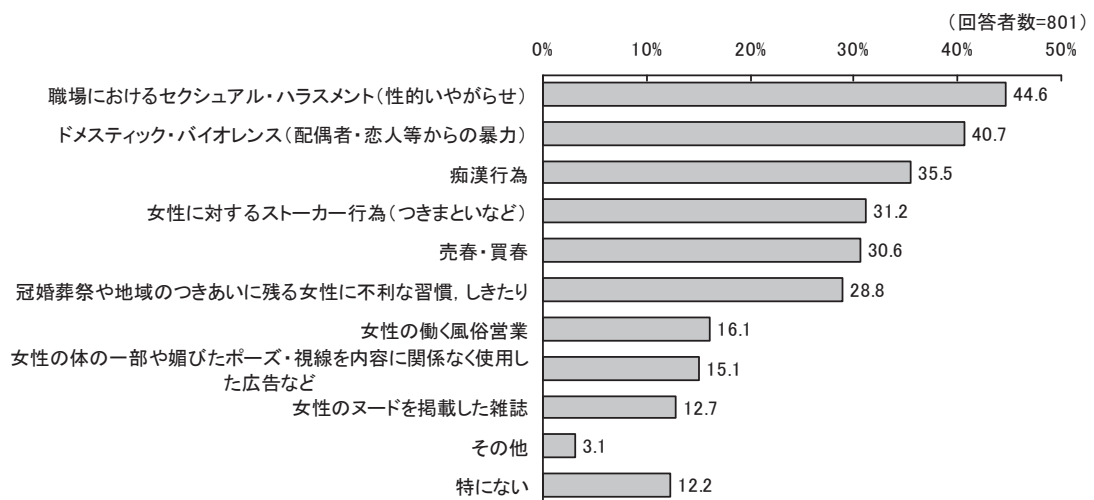
また、市民意識調査の結果によれば、暴力があった場合に求める支援は、男女とも安全確保や法的・精神的支援を多くあげています。特に女性は、自立に向けた生活支援へのニーズも高いことから、被害者が置かれている状況や意向に配慮しながら、相談体制や自立への支援を図っていく必要があります。

暴力があった場合、市に支援して欲しいこと

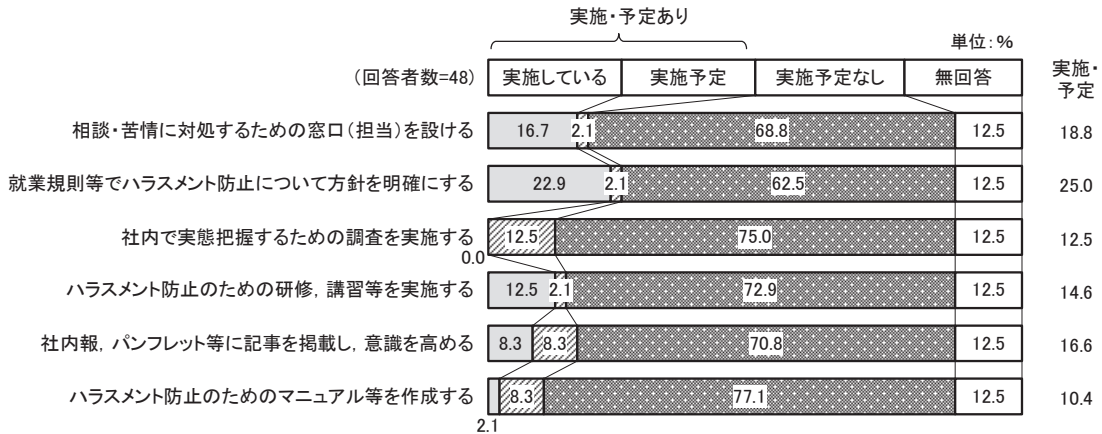


市民意識調査の結果によれば、女性の人権が尊重されていないと最も感じることは、「職場におけるセクシュアル・ハラスメント」だとされています。市内事業所調査では、ハラスメントに対する取り組みを実施している事業所は2割程度にとどまっていることから、事業主への啓発を行うことや、ハラスメントの相談窓口を周知するなど、誰もが働きやすい環境づくりに向けた取り組みが求められます。

女性の人権が尊重されていないと感じること



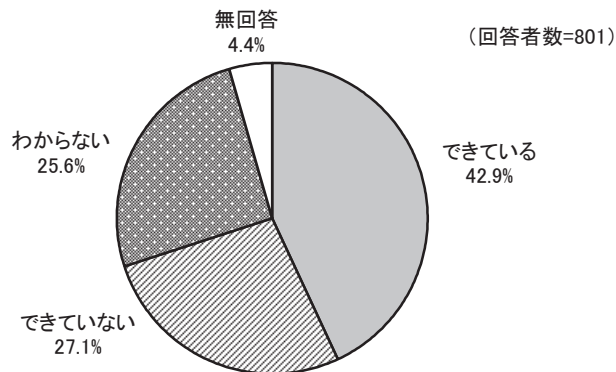
事業所におけるハラスメントに対する取り組み



(3) ワーク・ライフ・バランスへの取り組み

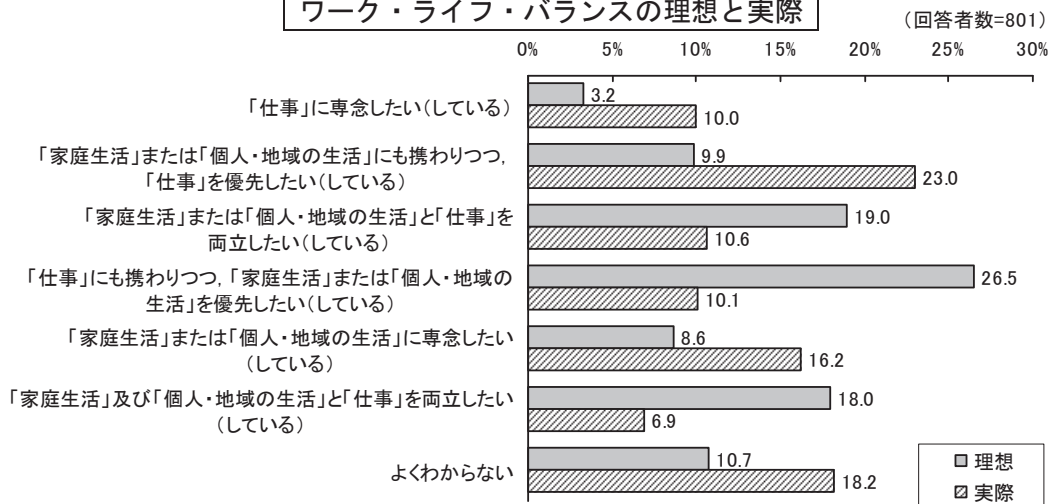
本市として、子育てや介護の支援など、市民への仕事と生活の両立に向けた取り組みを実施してきたこともあり、市民意識調査では、4割の人が、ワーク・ライフ・バランスがとれた暮らしができているとしています。

ワーク・ライフ・バランスがとれた暮らしができているか



しかし、市民意識調査では、ワーク・ライフ・バランスの理想と実際について、「仕事にも携わりつつ、『家庭生活』または『個人・地域の生活』を優先したい」という希望が最も多く 26.5%ですが、実際実現できている人は 10.1%と、16.4 ポイント差があり、思い描く理想と現実には大きな差があることが伺えます。

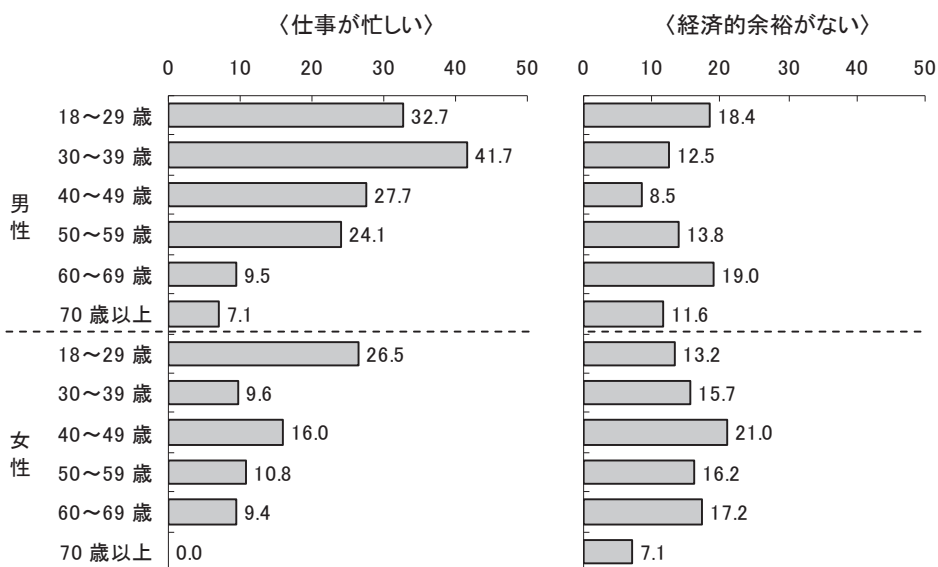
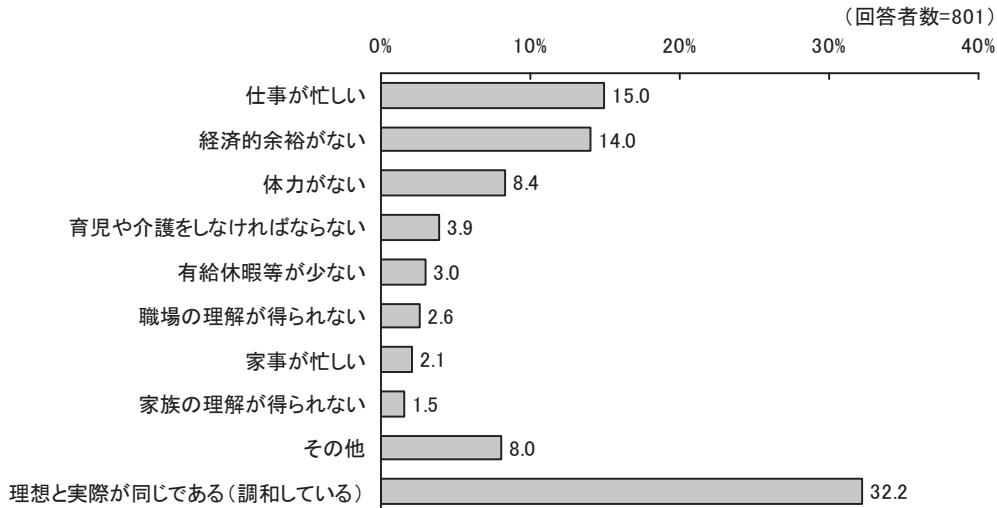
ワーク・ライフ・バランスの理想と実際



理想と実際が異なる理由では、「仕事が忙しい」が最も多く、性・年齢別では、男性 30 歳代 41.7%、次いで男性 18～29 歳 32.7%、男性 40 歳代 27.7%と、働く世代の男性が多くあげています。

家事や子育ての負担の多くは、依然として女性にかかっており、男性の平日の家事・育児時間は 30 分程度で、この 10 年間あまり増えていないといった国の報告もあります。これは、性別役割分担意識の問題だけではなく、男性の長時間労働の問題があり、男女共同参画社会の実現の大きな障害となっています。

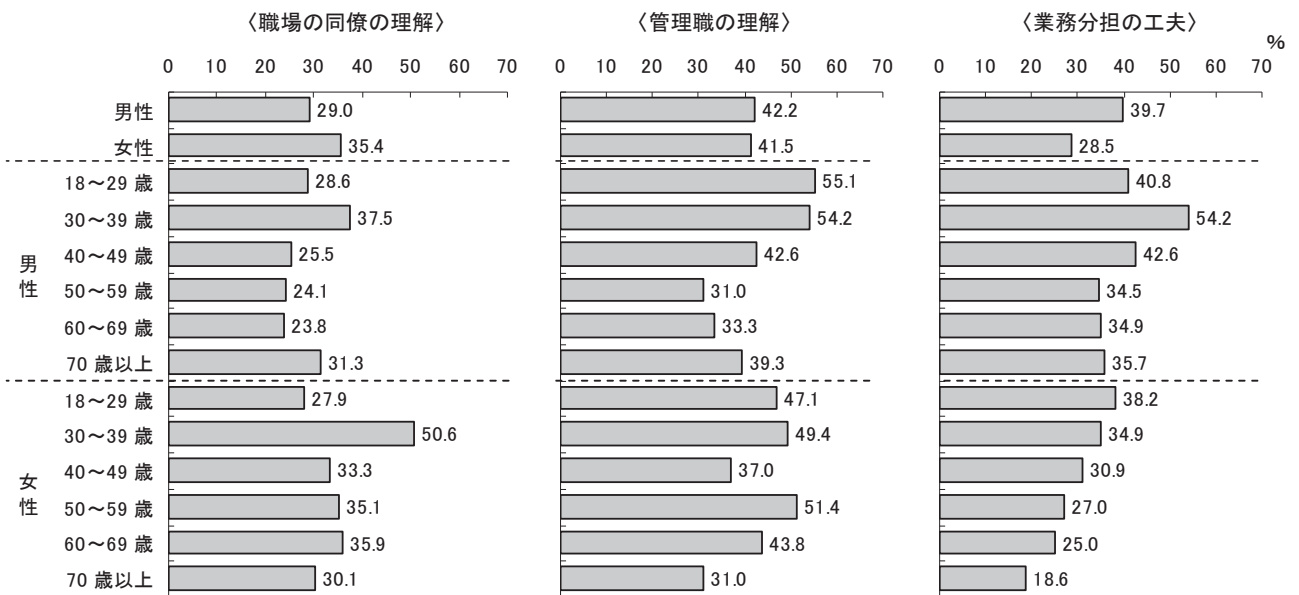
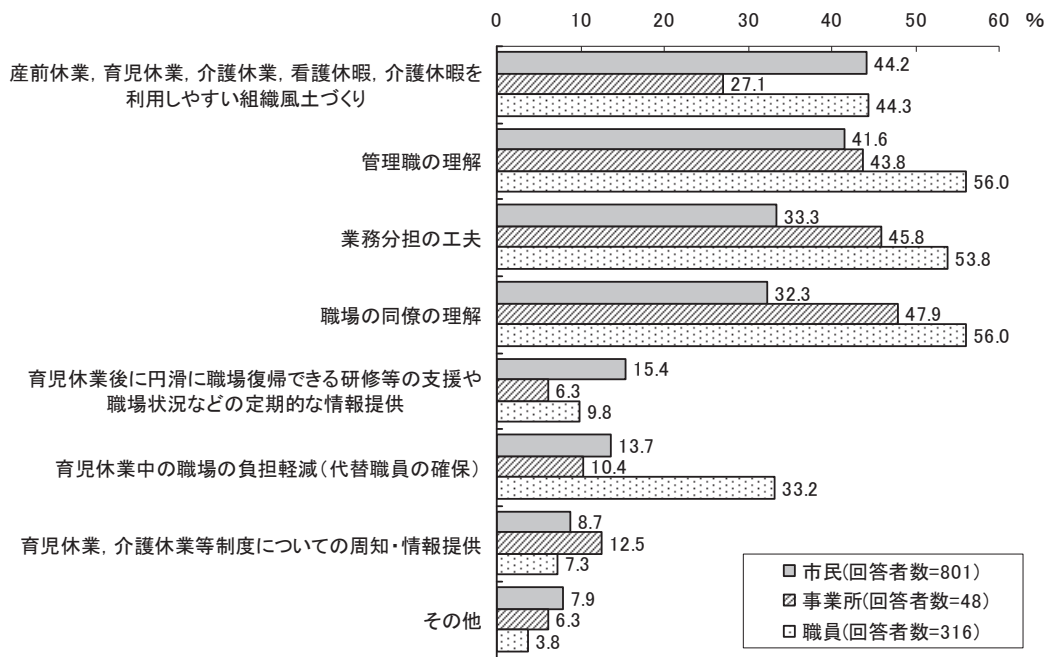
ワーク・ライフ・バランスの理想と実際が異なる理由



また、職場環境づくりに必要なことを聞いた意識調査において、市民意識調査では「産前休業、育児休業、介護休業、看護休暇、介護休暇を利用しやすい組織風土づくり」であり、市内事業所調査では「職場の同僚の理解」、職員意識調査では「管理職の理解」と「職場の同僚の理解」が多くあげられています。

また、ワーク・ライフ・バランスの理想と実際が異なる理由について、「育児や介護をしなければならない」を最も多くあげた女性の30歳代は、「職場の同僚の理解」が50.6%と他の性・年齢の人の意識を大きく上回ります。さらに、ワーク・ライフ・バランスの理想と実際が異なる理由として、「仕事が忙しい」を最も多くあげた男性の30歳代は、職場環境づくりに必要なことの1位に「管理職の理解」「業務分担の工夫」とともに54.2%をあげています。

職場環境づくりに必要なこと



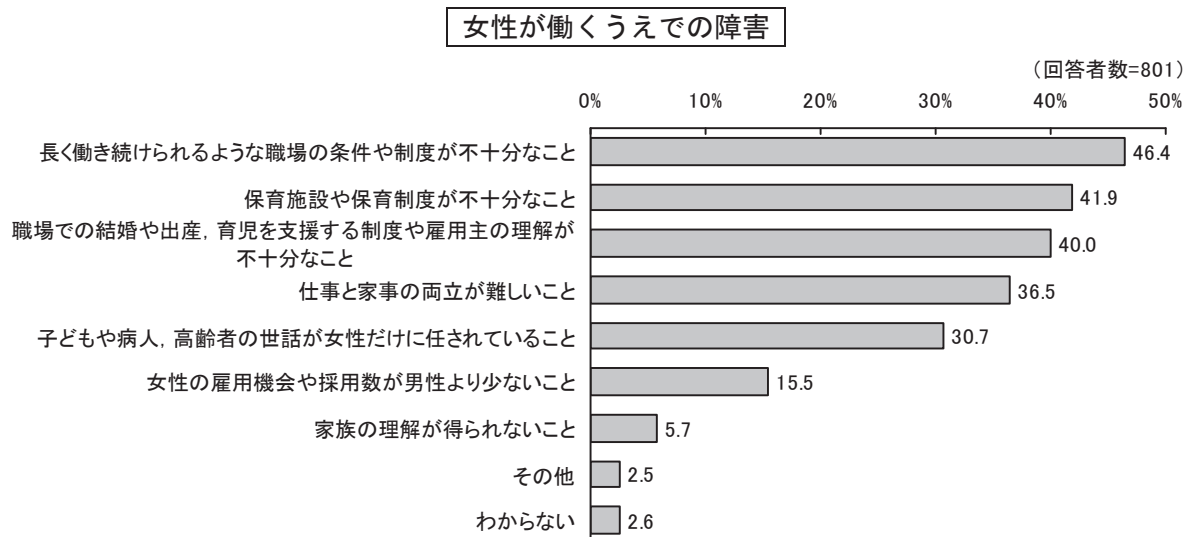
これらの結果を踏まえ、性別役割分担意識を変えていくとともに、ワーク・ライフ・バランスが実現されるよう、個人のライフスタイルに応じた働き方ができる環境づくりに向けた取り組みが求められます。

さらに、市内事業所の状況を把握したうえで、男性も家事や子育てに参加できるよう、長時間労働を求める雇用慣行の見直しについて、積極的に働きかけていきます。

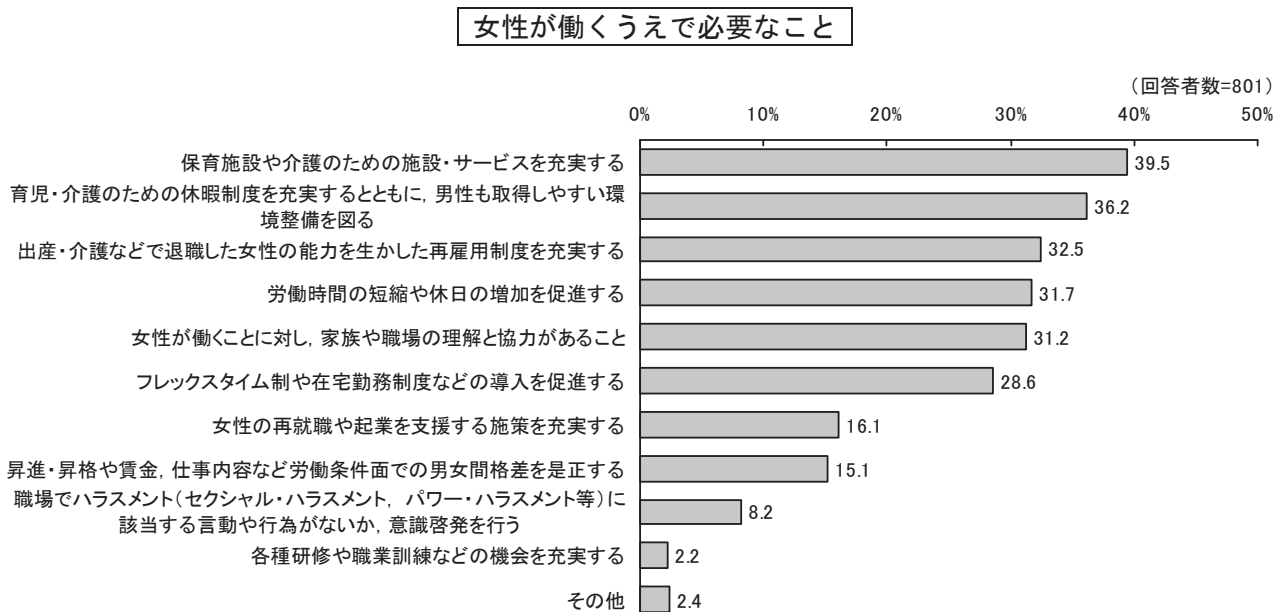
(4) 女性の活躍支援への取り組み

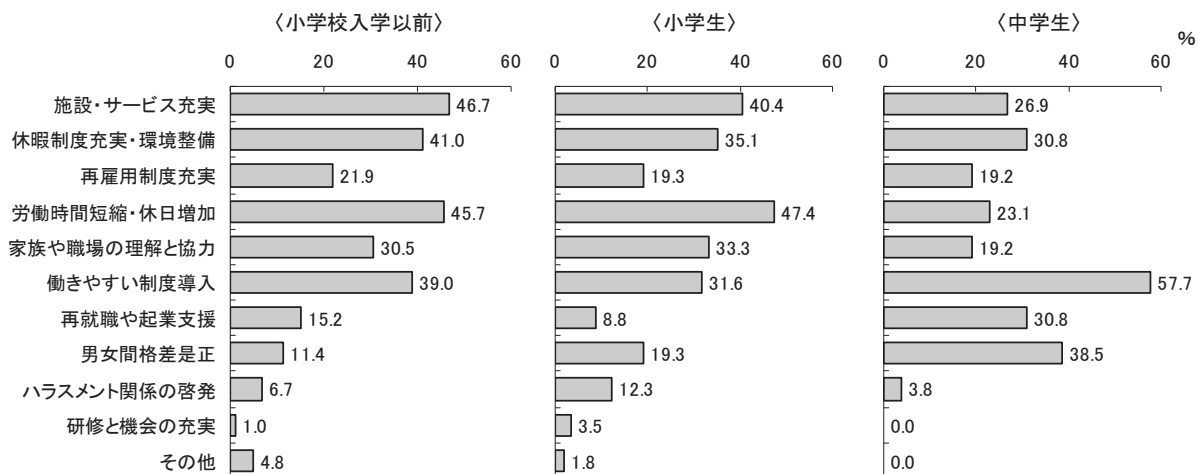
女性活躍推進法が施行され、女性の活躍に大きな期待が寄せられています。

全国的に、働く女性の6割が第一子の出産を機に仕事を辞めている現状がある中で、市民意識調査では、女性が働くうえでの障害は、「長く働き続けられるような職場の条件や制度が不十分なこと」46.4%が最も多くあげられ、次いで「保育施設や保育制度が不十分なこと」41.9%、「職場での結婚や出産、育児を支援する制度や雇用主の理解が不十分なこと」40.0%となっており、施設、サービスや制度の充実とともに、女性が働くことへの理解と協力が求められています。



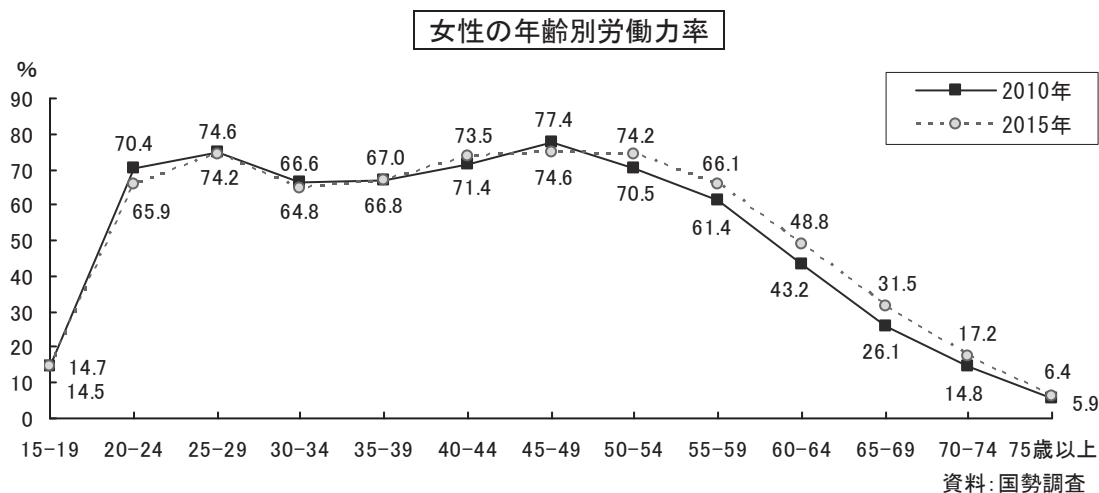
また、「女性が働くうえで必要なこと」について、一番下の子どもの年齢別で比較を行うと、一番下の子どもが「小学校入学以前」である人は、「保育施設や介護のための施設・サービスを充実する」「労働時間の短縮や休日の増加を促進する」を最も多く必要だとしています。それに対し、一番下の子どもが「小学生」である人は「労働時間の短縮や休日の増加を促進する」、「中学生」である人は「フレックスタイム制や在宅勤務制度などの導入を促進する」を最も多くあげており、子どもの年齢によっても、求められる制度やサービスが異なることから、ニーズに応じた施策を行っていく必要があります。





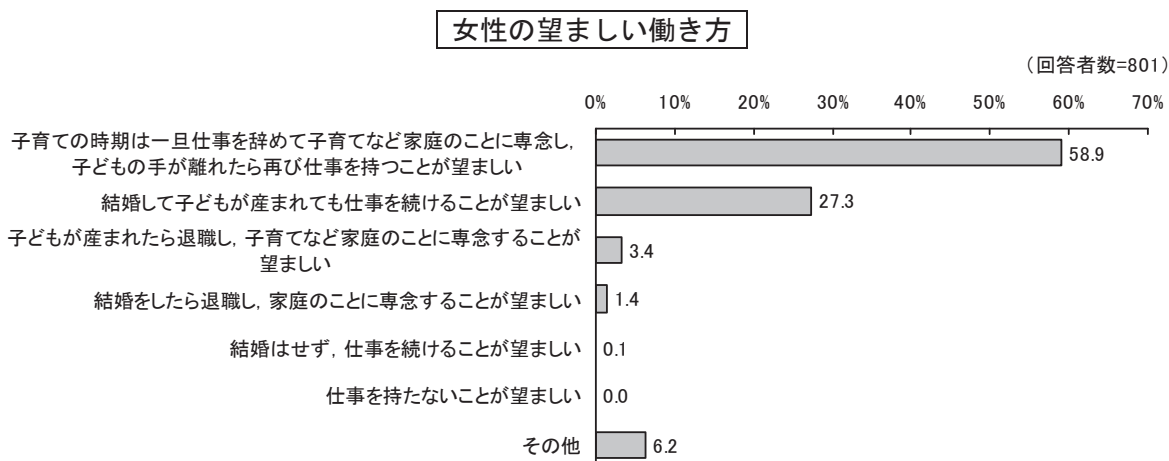
本市においては、子育て世代の女性が離職することによって生じるM字曲線の底は、2010年よりも、2015年の方が、やや深くなっていることから、離職する女性が増えていることが分かります。

全国的な動向として、M字カーブの底は浅くなってきていますが、子育てをしながら働いている女性が増えているのではなく、20代、30代の未婚女性の就業が増えていることがあります。むしろ出産による退職者は増えているとの報告もあります。



実際、市民意識調査では、女性の望ましい働き方として、「子育ての時期は一旦仕事をやめて子どもの手が離れたら再び仕事を持つ」と回答した人が6割となっています。

こうした動向などを踏まえながら、女性の働き方の考えと、実際のギャップの解消に向けた取り組みを行うとともに、価値観やライフスタイルに合わせた柔軟な働き方を選択できるよう、女性のチャレンジへの積極的な支援を図っていく必要があります。

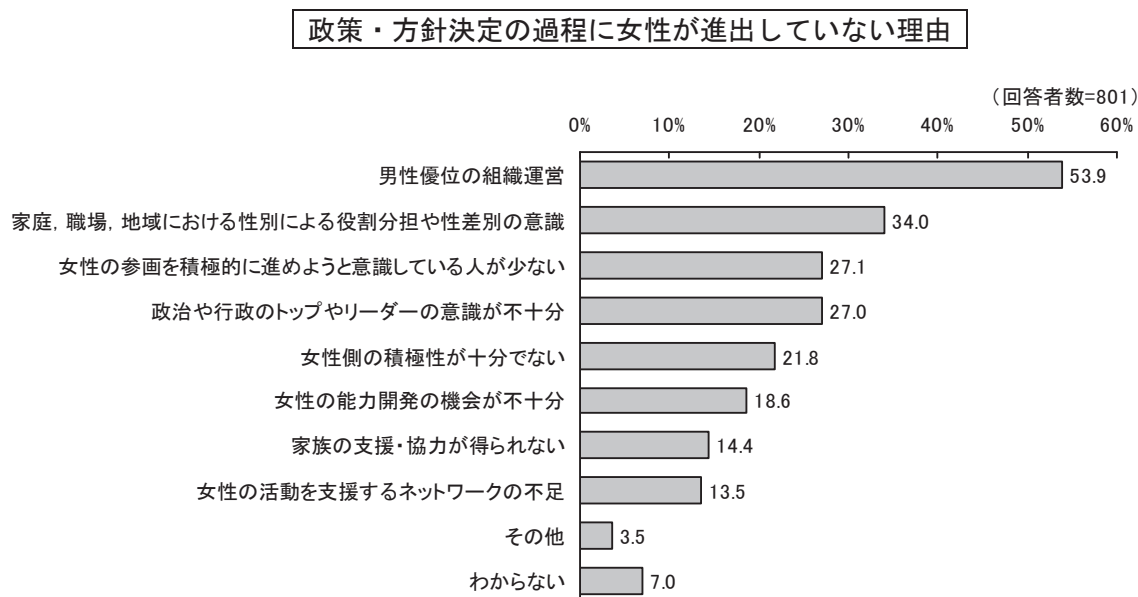


(5) あらゆる分野での男女共同参画への取り組み

女性活躍の場は就労だけではなく、政策・方針決定の過程や、地域活動の場においても積極的な参画を求めていく必要があります。

あらゆる分野の意思決定の場への女性の参画を促していますが、さらに積極的な取り組みが求められます。国際的にみても、わが国の女性の政治・経済活動意思決定への参画の状況を示す「ジェンダー・エンパワーメント (GEM)」⁶の順位は先進国の中で最も低く、女性の能力が十分に生かされていない状況があります。

市民意識調査では、政策・方針決定の過程に女性が進出していない理由として「男性優位の組織運営」があげられています。男女ともに個人や適性に応じて、あらゆる分野へ参画が図られるような環境を様々な場面で作っていく必要があります。



⁶ ジェンダー・エンパワーメント

政治経済及び経済分野への女性の参画を示すものであり、国会議員に占める女性の割合、管理職に占める女性の割合、専門職・技術職に占める女性の割合及び男女の所得推定を用いて算出される。

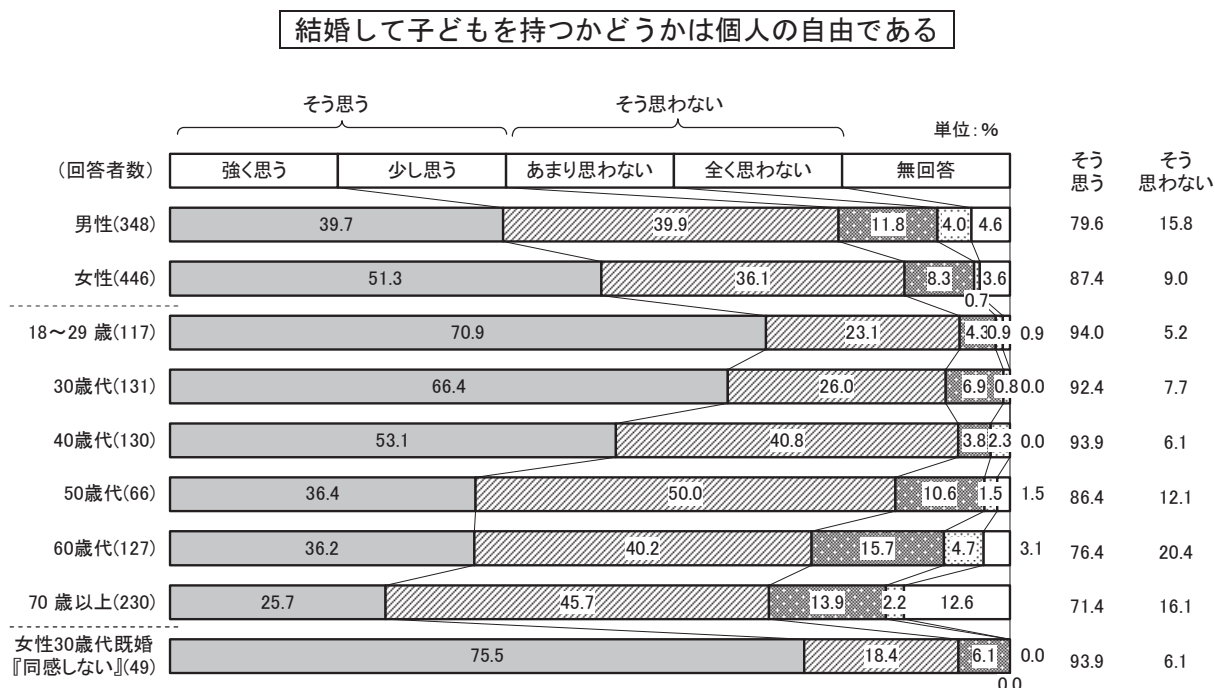
(6) 生涯を通じた健康づくりへの取り組み

男女がともに安心して暮らしていくうえで、最も大切なことは生涯にわたって健康で充実した生活を送ることです。少子高齢化や家族形態の核家族化、地域社会における人間関係の希薄化などにより、自身の健康、家族の健康に対する不安やストレスなども変化しています。さらに、女性については、妊娠・出産の可能性があることから、母性保護と母子保健を充実するとともに、若い時期から男女がともに性差に関する理解を深めていくことが重要です。

一方で、昨今世界的に提唱されている考えとして、リプロダクティブ・ヘルス、リプロダクティブ・ライツがあります。これは、国連での合意に基づいた人権のひとつで、人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができること、そして、子どもを持つか持たないか、いつ持つか、何人持つかを定める自由を持つことを意味します。結婚する、しないや子供を産む、産まないは個人の自由とする考えは若い女性を中心に広がりを見せています。

市民意識調査では、「結婚して子どもを持つかどうかは個人の自由である」ことについて、「強く思う」「少し思う」を合わせた『そう思う』を選んだ人は 83.5%となっています。中でも、30 歳代既婚女性で、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に『同感しない』としている人は、「強く思う」が 75.5%と、他の性別、年代と比較して、多くの人が選択しており、子どもを持つか持たないかの考え方が柔軟であることが伺えます。

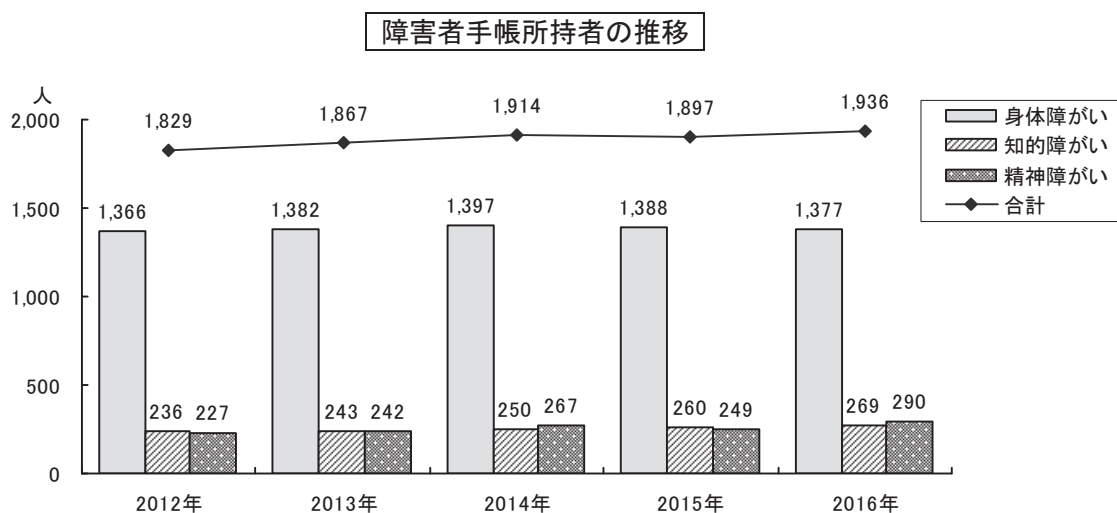
それぞれのライフステージに直面する多様な問題に対応した心身の健康と充実した生活環境と、生涯にわたり健康で安心して暮らせる環境づくりの取り組みが必要となります。



(7) 困難な立場にある人への取り組み

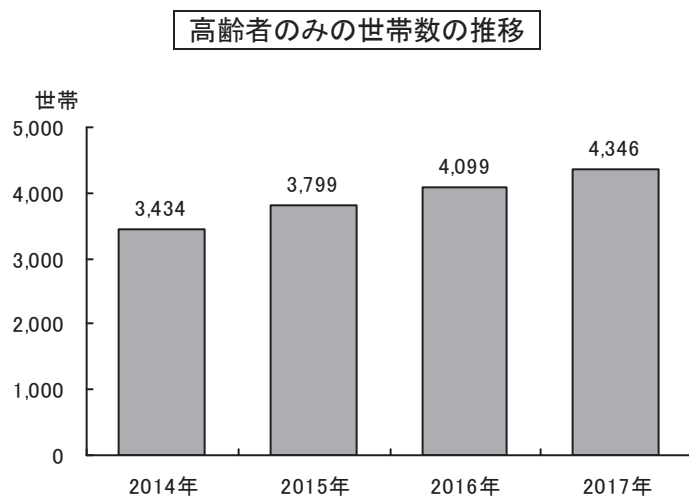
生活困窮者自立支援法が2017年4月から施行されました。生活困窮者の自立を支援することを男女共同参画の視点でとらえ、困難を抱える若者たち、例えばニート・ひきこもりや、高齢者、障がい者、ひとり親家庭などの社会参画や生活支援を行うなど、こうした人々が自立し、社会を支える一員となるための施策が必要です。特に、親や配偶者の介護負担、介護者自身の高齢化に伴う生活不安が、高齢者のみの世帯や単身世帯、障がい者世帯などに広がっており、福祉施策の充実が望まれています。

本市では、2016年4月1日現在、障害者手帳の所持者は延べ1,936人で、手帳所持者の割合は総人口の3.8%となっており、近年は精神的な疾患を持つ人が増えています。一人ひとりの有する能力及び適正に応じ、自立した社会生活を営むことができるよう、支援を行っていく必要があります。



資料: 社会福祉課(各年4月1日)

2015年の国勢調査では、65歳以上の人口割合が、24.6%となっており、さらには、高齢者のみの世帯数もともに増加しています。一生涯にわたり、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が続けられるよう、制度の垣根にとられない支援を行っていく必要があります。

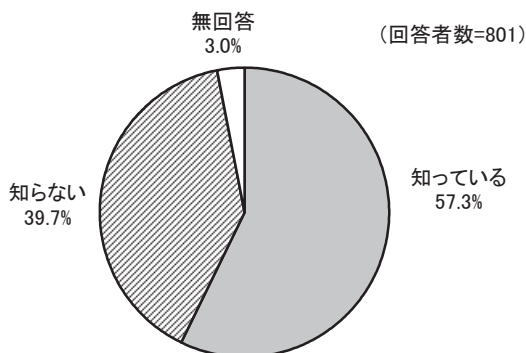


資料: 介護福祉課(各年4月1日)

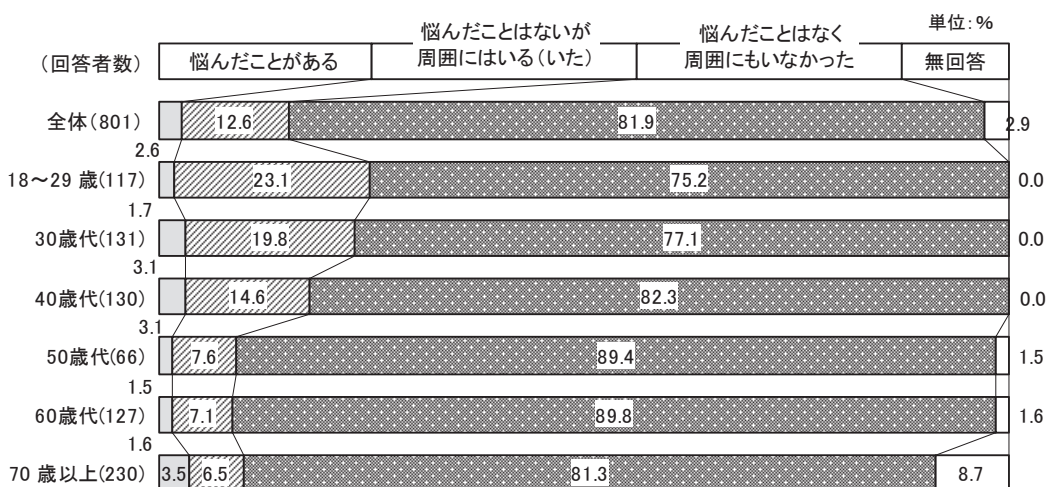
性的マイノリティ⁷と言われる人々は、周囲の理解不足や偏見などで様々な困難に直面しています。市民意識調査では、性的マイノリティについて、知っている人は57.3%と6割近くいます。さらには、今まで自分の「性別や恋愛対象などについて悩んだことがある」、「悩んだことはないが周囲の人で悩んでいる人がいた」と答えている人は12.6%おり、性的マイノリティへの理解を深めていく必要があります。

男女の生活実態や意識、身体的性差の違いなどや、性の多様性について十分に理解し、相手に思いやりを持って対応することは、男女共同参画社会を形成するための前提です。

性的マイノリティ（またはLGBT）という言葉を知っている人



性別や恋愛対象等について悩んだことがある、また周囲で悩んでいる人がいた



⁷ 性的マイノリティ

同性が好きな人や、自分の性に違和感を覚える人、または性同一性障害などの人々のことで、「セクシュアルマイノリティ」、「性的少数者」ともいう。「異性を愛するのが普通である」や、「心と体の性別が異なることはない、性別は男と女だけである」としている人からみて少数者という意味である。最近ではレズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(出生時に診断された性と、自認する性の不一致)の頭文字をとり「LGBT」とも呼ばれている。

3. つくばみらい市後期男女共同参画計画の評価

(1) 目標値の評価

2013年3月に策定した後期実施計画では、男女共同参画社会実現のため、基本目標、主要課題ごとに、目標値を設定し、取り組んできました。14の項目のうち、目標達成は5項目、目標は達成できなかったものの、数値が向上したものが5項目、目標を達成できず、計画開始時より数値が下がったものが4項目です。

達成状況の評価

○：目標を達成したもの

△：目標を達成できなかったが、数値は向上したもの

×：目標を達成できず、計画開始時より数値が下がったもの

基本目標	主要課題	No	項目	後期計画開始時数値	直近の数値	後期計画開始時の目標値	達成状況
I 男女の人権が尊重される社会の構築	2. 男女共同参画の理解の促進と意識の改革	1	学校教育の場で男女の地位が平等になっていると思う市民の割合	51.9% (2011年 市民意識調査)	47.7% (2017年 市民意識調査)	60%	×
		2	男は仕事、女は家庭という考え方に同感しない市民の割合	52.2% (2011年 市民意識調査)	56.9% (2017年 市民意識調査)	60%	△
		3	社会全体中で男女の地位が平等になっていると思う市民の割合	14.6% (2011年 市民意識調査)	13.5% (2017年 市民意識調査)	30%	×
	3. 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	4	これまでに配偶者や恋人から身体的暴力を受けたことがある	10% (2011年 市民意識調査)	9.4% (2017年 市民意識調査)	根絶を目指す	△
II あらゆる分野への参画するための環境の整備	1. 政策・方針決定の場への女性の参画促進	5	審議会等への女性委員の登用促進	20.3% (市民サポート課調べ)	22.8% (2017年市民サポート課調べ)	30%以上	△
		6	市の管理職員のうち、女性職員の割合(課長以上)	0% (総務課調べ)	13.3% (2017年総務課調べ)	10%	○
		7	女性人材バンクの開設	0人	7人 (2017年)	20人	△
	2. 家庭生活・地域社会における男女共同参画の促進	8	男性を対象とした料理講座開設	3回	4回 (2016年)	6回	△
		9	環境美化の日等の参加促進	世帯数 35% (市総合計画より)	世帯数 58% (2017年)	世帯数 50%	○
	3. 国際社会への参画	10	小中学校に外国語指導助手(ALT)	14校で6人 (2012年)	15校で8人 (2017年)	14校で8人	○
	III 多様な働き方を可能にする環境の整備	2. 職場生活と家庭生活の両立支援	11	放課後児童クラブ数	9箇所 (市総合計画より)	18箇所 (2017年)	10箇所
12			市の男性職員の育児休業取得率	0%	0% (2017年)	10%	×
IV 健やかで安心できる生活環境の整備	2. 一生涯の健康づくり	13	母子保健サービス(生後4か月までの乳児全戸訪問率)	85%	90% (2016年)	90%	○
	3. 高齢者、障害者等に対する自立支援	14	高齢クラブへの会員数	972人 (市総合計画より)	851人 (2017年)	1,300人	×

(2) 重点課題の評価

男女共同参画社会の実現を目指して、後期実施計画では、以下の4つを重点課題として、推進してきました。

1 「つくばみらい市男女共同参画推進条例」の推進と「男女共同参画都市宣言」の周知

男女共同参画の実現を、総合的かつ計画的に推進していくため、市男女共同参画推進条例に基づき、様々な事業に取り組んできました。さらに、市男女共同参画推進月間である11月には、より多くの市民に認識してもらえよう、庁舎に「男女共同参画都市宣言」の懸垂幕を設置しています。

2 政策・方針決定の場への女性の積極的登用

男女が政策・方針決定の場へ共に参画するとともに、多様な意思が反映されるよう、審議会等への女性の登用に取り組んできましたが、現在女性の登用率は22.8%であり、国の掲げる30%目標には及んでいません。政策・方針決定の場への女性の参画を目的として、2017年に設置した「女性人材登録制度」を活用するなど、目標達成に向け、取り組む必要があります。

3 男女の仕事と生活の調和

働く男女が、仕事と育児等の家庭生活を両立しながら働き続けられるよう、性別役割分担意識の変革に向け、「中学生出前講座」や「どすこい！クッキング！～パパといっしょにクッキング～」など、啓発事業を実施しました。また、子育て支援策としては、未就学児の増加に伴い、新たに認定こども園等を誘致するなど、充実に努めました。

4 配偶者や交際相手等からの暴力の防止

配偶者や恋人等からの暴力は、個人の人権を侵害する行為であり、男女共同参画の実現の妨げとなっています。本市では、相談員が、婦人相談所・警察署との連携を密にとりながら対応しています。今後も、暴力根絶に向け、相談窓口の周知や、若年層への啓発などの取り組みを行う必要があります。



第3章 計画の理念と目標

1. 基本理念

本計画は、男女が互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなく、個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現に向けて、施策を総合的かつ計画的に推進するものです。

国の男女共同参画社会基本法では、①男女の人権の尊重、②社会における制度又は慣行についての配慮、③政策等の立案及び決定への共同参画、④家庭生活における活動と他の活動との両立、⑤国際的協調を基本理念としています。

本計画における基本理念は、「つくばみらい市男女共同参画推進条例」第3条に定められている6つの基本理念をもとに、次のように定めます。

1 男女の人権の尊重

男女は、法の下において平等です。男女共同参画社会の実現のためには、男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的な取り扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の「男女の人権」が尊重されることが重要です。

2 社会における制度又は慣行についての配慮

社会における制度慣行が、性別による役割分担等を反映して、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることから、見直すことが必要です。そして、男女が性別にかかわらず様々な生き方を自分の意志で選択できる社会を築いていく必要があります。

3 政策等の立案及び決定への共同参画

男女共同参画社会の実現のためには、男女が社会の対等な構成員として、行政や事業所、地域などあらゆる場において、政策等の立案や決定に共同して参画する機会が確保されることが必要です。

4 家庭生活における活動と他の活動との両立

男女がともに社会のあらゆる活動に参画していくためには、子育てや介護をはじめとする家庭生活を行ううえでの様々な活動について、家族としての男女が協力し合い、お互いに家庭生活と仕事や地域活動などとの両立を図ることができる環境を作ることが大切です。

5 生涯にわたる健康への配慮

男女が互いの性について、理解を深め、尊重し合うことにより、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう、配慮されることが大切です。

6 国際的協調

男女共同参画の取り組みは、国際的な動向を踏まえた国の施策と連動していることや、国際化の進展を踏まえて、国際的な視点を持って施策を進めていくことが重要です。

2. 基本目標

本計画では、第2章の意識調査などから見えてきた主要な課題と、前項の基本理念を具現化するための目標を合わせ、本市が目指す男女共同参画社会の実現に向けての基本目標として、4つの体系にまとめました。

I 男女共同参画社会への意識づくり～人が変わる～

家庭や地域など、あらゆる場において、性別役割分担意識にとらわれることのない男女平等の意識の形成・定着や、それぞれの個性や能力を発揮できる男女共同参画への理解を深めるための啓発や教育・学習を推進します。

また、配偶者や恋人等からの暴力やハラスメントをはじめとする暴力の根絶に向けて、啓発とともに被害者への支援を図ります。

II 多様な働き方のための環境整備～組織が変わる～

市民が仕事、家庭生活、地域活動等の活動の調和の取れた考え方や働き方を促すことで、誰もが仕事にやりがいと充実感を感じることができるよう、事業所との連携による職場環境の整備を働きかけます。

また、安心して子育てや介護等をしながら働き続けられるよう、育児・介護休業制度への理解と取得促進に努めるとともに、支援の充実を図ります。

加えて、女性の活躍を推進するため、雇用や職業等の場における男女の均等な機会と待遇の確保を推進します。

III 多様な分野における男女共同参画～社会が変わる～

政策・方針決定の過程へ女性が積極的に参画できるよう、環境の整備を図るとともに、女性がその能力を十分に発揮できるよう支援します。

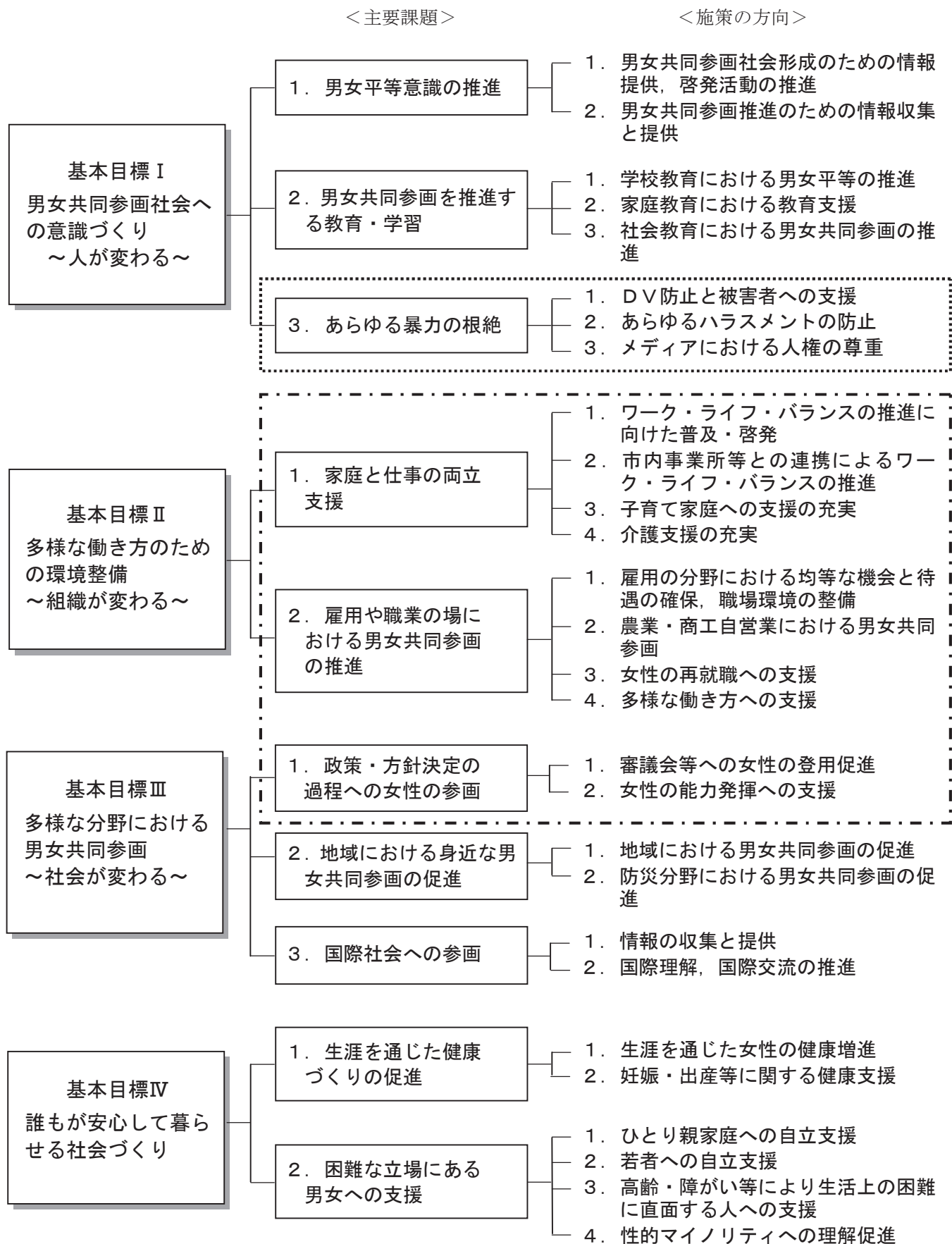
また、少子高齢化や人間関係の希薄化に伴い、より一層の地域力が求められます。地域という身近な活動の場において女性の視点が活かされ、取り入れられるよう努めます。

IV 誰もが安心して暮らせる社会づくり

男女が互いの性を尊重できるよう、心身の健康についての理解を深めるため、正しい知識の普及啓発を図るとともに、妊娠・出産等に関する健康支援を図ります。

また、ひとり親家庭や、不安定な雇用状況の若者、高齢や障がい等により、生活上困難にある人たちも、一人ひとりの人権が尊重され、尊厳を持って生きていくことができるよう、安心して暮らすことのできる環境整備を図ります。

3. 体系図



「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」に該当します。

「女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」に該当します。

第4章 施策の展開

本計画を推進するために第3章で掲げた4つの基本目標の実現に向け、市民意識調査結果や国、県などの動向を踏まえ、それぞれの主要課題を抽出し、課題克服に向けて取り組む施策の方向を定めます。

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会への意識づくり～人が変わる～

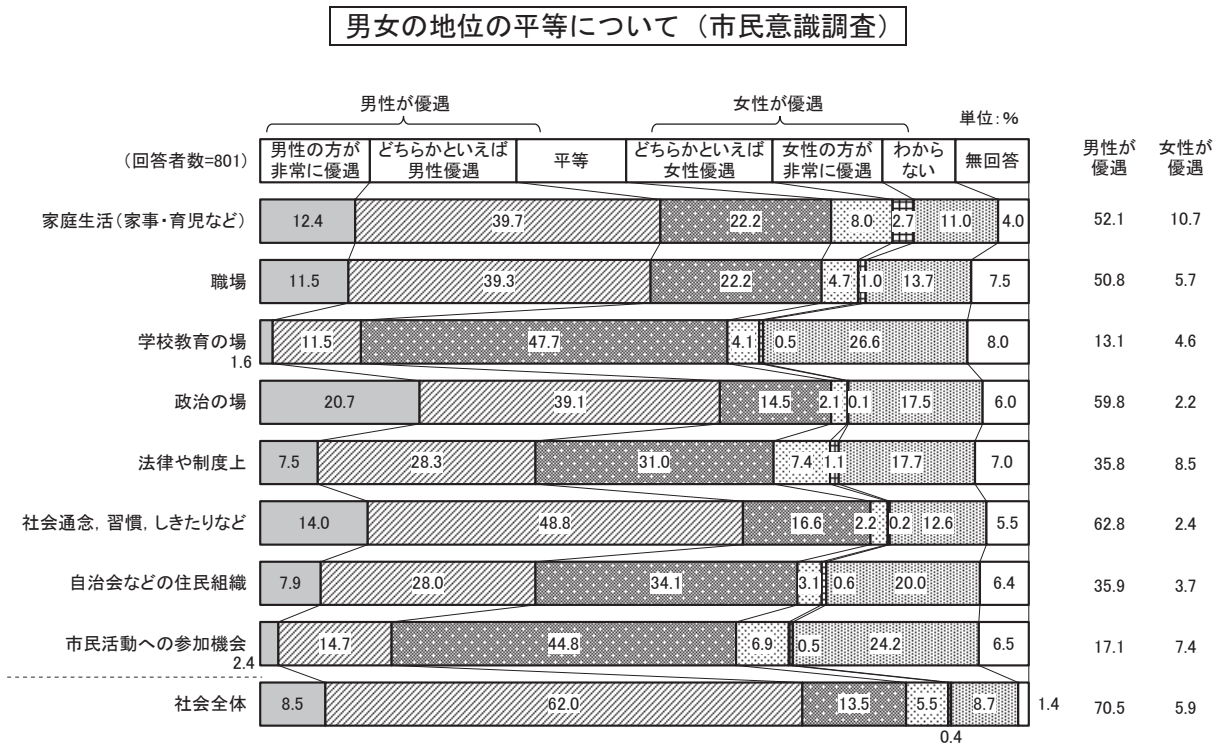
主要課題1. 男女平等意識の推進

【現状と課題】

男女共同参画社会とは、男女が互いに人権を尊重しつつ、ともに責任も分かち合い、個性と能力を十分に発揮する社会のことです。

市民意識調査における「男女平等」と感じる人の割合は、分野別にみると「学校教育の場」で47.7%、次いで「市民活動への参加機会」44.8%があげられています。一方、「男性が優遇」と感じている人の割合は、「社会通念、習慣、しきたり」62.8%、「政治の場」59.8%、「家庭生活」52.1%、「職場」50.8%です。さらに、社会全体での男女の地位の平等意識に関し、「男性が優遇」と感じる人の割合は7割を占めています。

男女共同参画社会の形成における阻害要因のひとつに、市民の意識の中に長い時間をかけて形づくられてきた性別役割分担意識があげられます。こうした意識は時代とともに変わりつつあるものの、まだ根強く残っていることから、これを解消するための啓発を推進していく必要があります。



【 施策の方向 】

1. 男女共同参画社会形成のための情報提供, 啓発活動の推進

- ◆市民の意識の中に根付く性別役割分担意識や性差に関する偏見を解消し, 男女共同参画に関する認識を深められるよう, 様々な機会を利用して情報提供を行い, 意識啓発に取り組みます。
- ◆男女共同参画に対する関心を高められるよう, 講演会やフォーラムを実施します。
- ◆人権尊重の理念に対する理解を深めるとともに, 自らに保障された法律上の権利等について正確な知識を得られるよう, 男女共同参画に関する理念や法制度の周知を図ります。

2. 男女共同参画推進のための情報収集と提供

- ◆男女共同参画に関する施策を効果的に推進するため, 男女共同参画社会の実現を阻害する社会制度や慣行の調査を実施します。



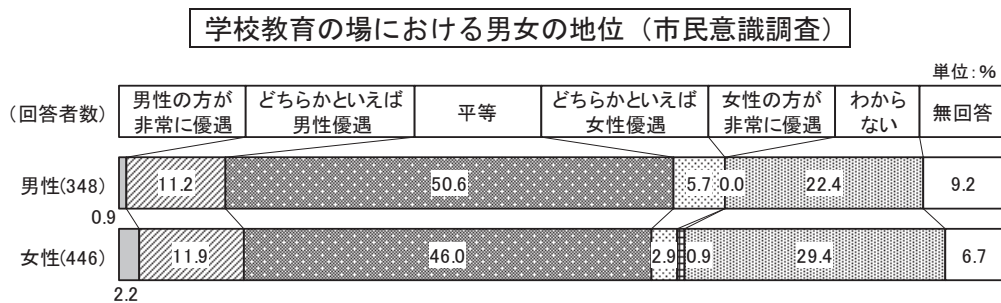
主要課題 2. 男女共同参画を推進する教育・学習

【現状と課題】

男女共同参画社会の形成のためには、男女がともに自立して個性と能力を発揮していくことが、必要であり、その基礎となるのが教育や学習です。

市民意識調査では、「学校教育の場」での男女平等意識に関し、男性が50.6%、女性が46.0%であり、ほぼ半数の人が「平等」と感じており、他の分野に比べ、男女平等意識が高いものになっています。

男女共同参画について、より一層の理解を図りつつ、男女とも一人ひとりが思いやりと自立の意識を育み、個性と能力を伸ばすことができるよう、男女平等の視点に立った学校教育や、男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実を図ることが重要です。



【施策の方向】

1. 学校教育における男女平等の推進

- ◆子どもたちがお互いの人権を尊重し、性別役割分担意識にとらわれない価値観を身につけられるよう、人権教育、道徳教育を中心に、男女平等の視点に立った教育活動、学校運営を推進します。
- ◆人権尊重や男女共同参画社会についての正しい教育・指導を促進するため、教職員への平等教育の徹底を図ります。

2. 家庭教育における教育支援

- ◆男女共同参画の視点を持って、家庭のあり方や家族の人間関係、子育ての意義等について考えるための教科として、家庭科教育の充実を図ります。
- ◆家庭における教育やしつけ、地域の慣習等を通して、子どもたちの男女共同参画の意識を育むことができるよう、保護者の意識変革に向けた家庭教育を推進します。

3. 社会教育における男女共同参画の推進

- ◆男女が個性と能力を発揮し、社会の様々な活動に参画できるよう、生涯を通じて学習機会を提供します。
- ◆家庭責任を男女平等で担っていけるよう、男性の家庭生活への参画を促進する講座を実施します。

「どすこい！クッキング！～パパと
いっしょにクッキング～」の様子



主要課題3. あらゆる暴力の根絶

【現状と課題】

暴力は、重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。暴力の形は、身体への暴力ばかりではなく、精神的、性的な暴力など様々であり、根絶に向けた取り組みが必要です。

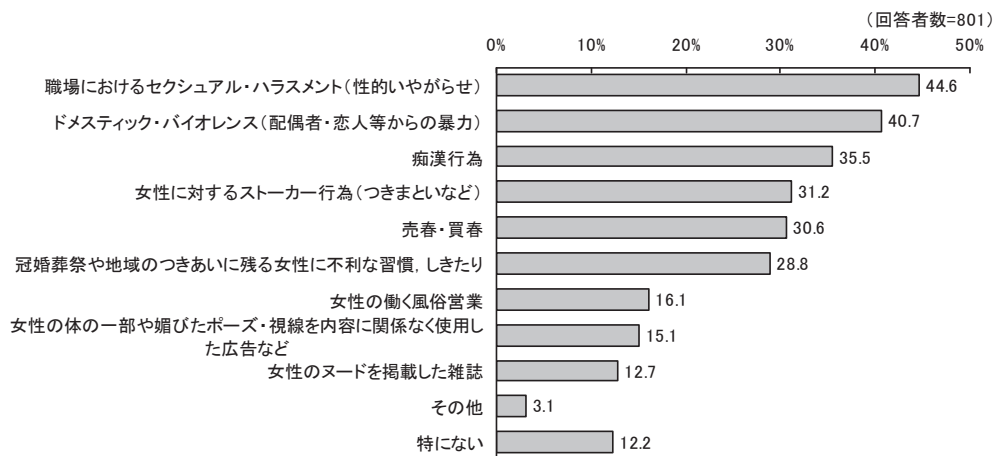
市民意識調査では、女性の人権が尊重されていないと感じることとして、「職場におけるセクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）」が最も多くあげられ、「ドメスティック・バイオレンス（配偶者や恋人等からの暴力）」を上回ります。

配偶者や恋人等からの暴力は、男女共同参画社会を形成するうえで克服すべき重要な課題です。近年では、若い世代における交際相手からの暴力の被害も報告され、いわゆるデートDV⁸が問題となっています。被害者の多くは女性であり、男女間の暴力の根底には、男性優位の意識や性別役割分担意識、経済力などの問題があります。決して家庭内や個人的な問題にとどまるものではなく、根絶のためには社会全体で解決しなければならない課題です。

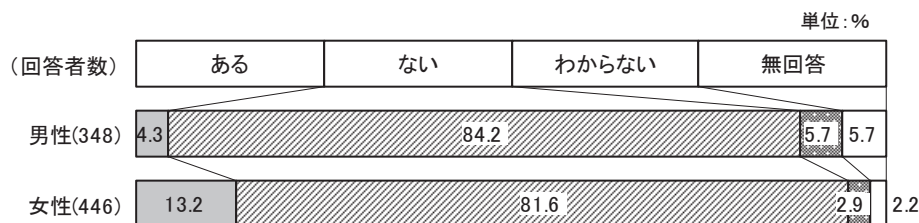
こうした暴力があった場合、市に支援して欲しいこととして多くあげられているのが「緊急避難所（シェルター）や警察による緊急保護などの安全確保」や「法的支援」「精神的な支援」などの被害者支援です。

配偶者や恋人等からの暴力防止対策と被害者への支援を行うとともに、あらゆるハラスメントやストーカー防止対策を推進し、社会におけるすべての暴力の根絶を図る必要があります。

女性の人権が尊重されていないと感じること（市民意識調査）

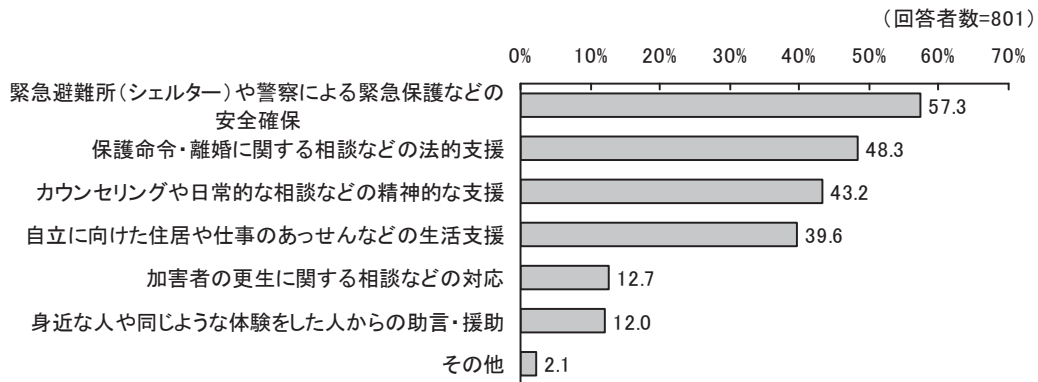


配偶者や恋人からの暴力を受けた経験（市民意識調査）



⁸ デートDV
交際中のカップルの間で起こる暴力のこと。

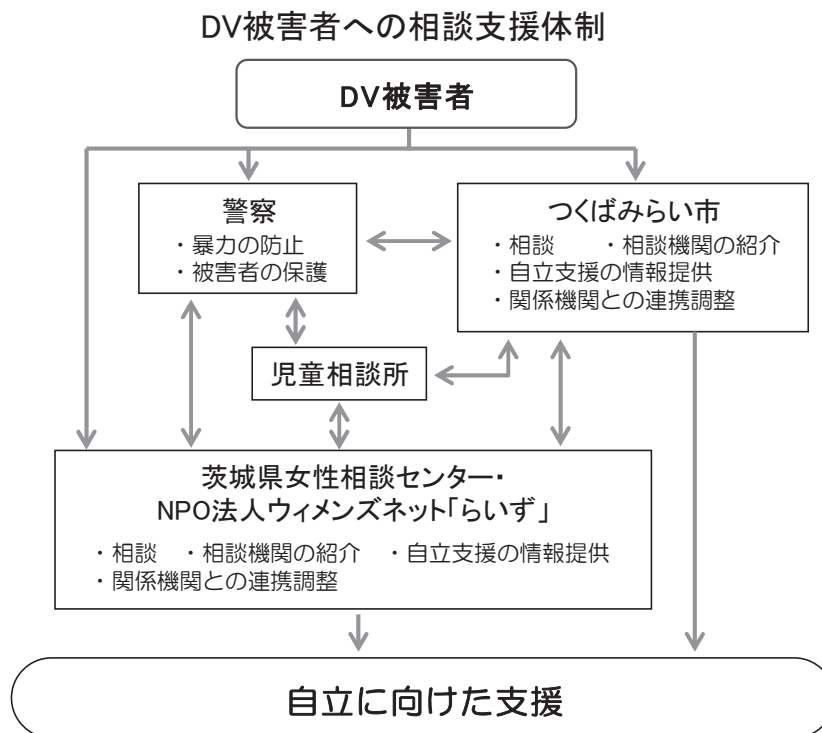
暴力があった場合、市に支援して欲しいこと（市民意識調査）



【 施策の方向 】

1. DV防止と被害者への支援

- ◆暴力の根絶のための基盤づくりに向け、配偶者や恋人等に対する暴力は犯罪であるという認識を定着できるよう、啓発活動を実施します。
- ◆被害者の精神的負担に配慮した対応ができるよう、相談員の資質向上を図るとともに、被害者が相談しやすい体制づくりに努めます。
- ◆関係機関と連携を図り、被害者の状況に応じて迅速かつ適切な対応を行います。

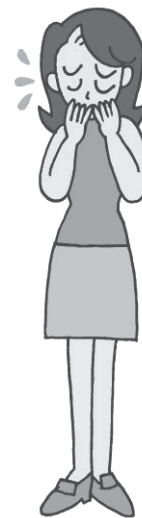


2. あらゆるハラスメントの防止

- ◆ハラスメントは、男女共同参画社会の形成を阻害するものであるという意識付けを行うことにより、あらゆるハラスメントの防止に努めます。
- ◆ハラスメント問題の迅速な解決に向け、相談窓口の周知を図ります。

3. メディアにおける人権の尊重

- ◆男女の人権を尊重した情報発信に関する理解を促進するため、啓発活動を推進するとともに、市で情報を発信する際にも配慮するよう、働きかけます。
- ◆インターネットをはじめとする様々なメディアが及ぼす影響を周知するとともに、メディアからの情報を主体的に読み解き、活用する能力を養えるよう取り組みます。
- ◆学校教育において、子どもたちの発達段階に応じた情報活用能力の育成を図ります。



基本目標Ⅱ 多様な働き方のための環境整備～組織が変わる～

主要課題 1. 家庭と仕事の両立支援

【現状と課題】

男女がともに社会のあらゆる活動に参加していくためには、仕事、家庭生活、地域活動等とバランスをとって参画できる環境づくりが必要です。

市民意識調査によると、「ワーク・ライフ・バランス」という言葉について、言葉も内容も知っている人は3割にとどまっており、積極的に普及啓発を図る必要があります。

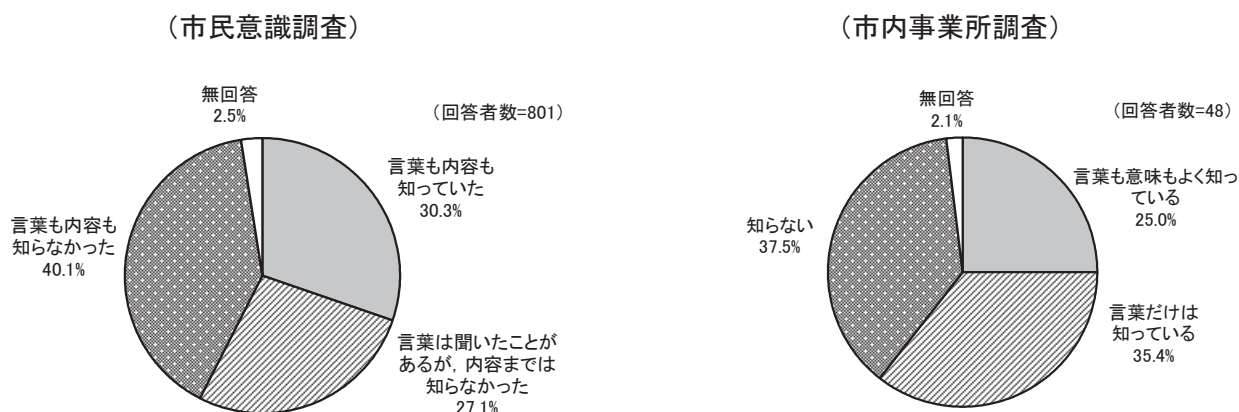
また、家庭での役割分担について、子育て期の「30代既婚女性で、『男性は仕事、女性は家庭』という考え方に同感しない人」の現状を見てみると、「子育て」「自治会などの地域活動」「料理・洗濯・掃除などの家事」「家計の管理」の項目の順に、実際に行っている家庭内での分担と、理想的な分担の差が大きいことが分かっており、家庭での役割を分担していけるよう、これまでの働き方を見直す必要があると考えられます。

男女が仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく、柔軟な働き方への実現を通して、その能力を十分に発揮することができるよう、長時間労働等を前提とした従来の働き方を見直し、仕事と生活の調和を図ることが重要となります。

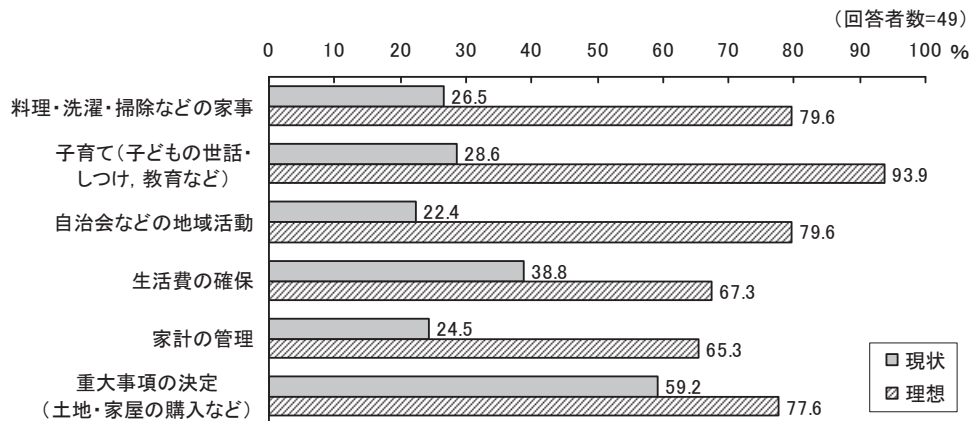
今後は、女性活躍推進法が成立したことで、女性の働く場がますます増えることが見込まれます。家庭や職場において、男女がともに協力し合うことが重要であるということの意識付けを行っていくとともに、子育て・介護を地域全体で支える環境づくり、支援体制の充実が求められています。

さらに、ワーク・ライフ・バランスの推進は、事業所にとっても、従業員の満足度の向上だけでなく、仕事の効率化や、従業員の能力向上などのメリットがあります。ワーク・ライフ・バランスの推進や女性の活躍支援など、誰もが働きやすく、風通しの良い職場環境づくりが実現されるよう、事業所に対しても積極的に働きかけていく必要があります。

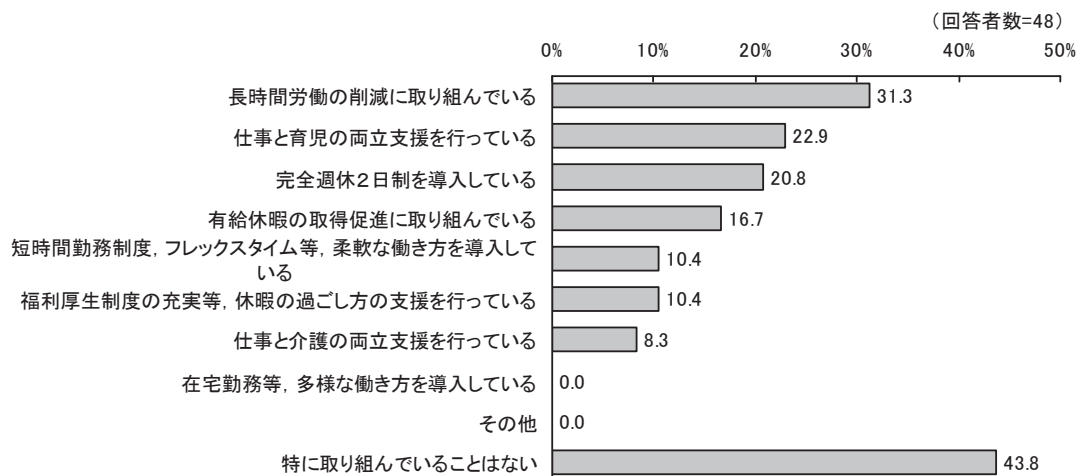
「ワーク・ライフ・バランス」という言葉について



30代既婚女性「男性は仕事，女性は家庭」という考え方に『同感しない』人の
家庭での役割分担の理想と現状（市民意識調査）



ワーク・ライフ・バランスの取り組み（市内事業所調査）



【 施策の方向 】

1. ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発

- ◆仕事と家庭生活・地域活動の調和を図るため、性別役割分担意識が払拭されるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた啓発を行います。
- ◆男女がともに責任を担う家庭生活の実現に向け、協力して家事や育児に参画するきっかけづくりとして、講座やセミナーを実施します。

2. 市内事業所等との連携によるワーク・ライフ・バランスの推進

- ◆ワーク・ライフ・バランスの推進について、市内事業所に対して適切かつ効果的な働きかけができるよう、定期的に調査を実施し、労働環境の把握に努めます。
- ◆男女がともに仕事を続けながら、家庭責任を果たすことができるよう、市内事業所等に対して、育児・介護休業制度の導入・利用促進に努めるよう働きかけるとともに、職場復帰しやすい環境づくりについて啓発を行います。
- ◆市内事業所に対して、女性の職業生活における活躍に向けて取り組むための行動計画を定めるよう働きかけます。
- ◆長時間労働の削減や働き方の見直しは、経営上のメリットが多いことから、仕事とそれ以外の活動を両立しやすい職場環境づくりの実現に向け、事業者や団体のトップへ働きかけます。

3. 子育て家庭への支援の充実

- ◆育児不安やストレスを抱え込まずに安心して子どもを産み育てられるよう、インターネットを通じた情報提供や、相談体制の充実、施設の整備を図ります。
- ◆多様な働き方への対応や、子育てに対する負担の軽減を図るため、延長保育や預かり保育などニーズに応じたサービスを提供します。
- ◆仕事と子育てを両立できる環境を整備するため、子どもたちを安心して預けることができる保育・教育環境の整備や、留守家庭児童のための居場所の提供を行います。
- ◆増加している児童虐待の未然防止に向け、意識啓発を推進します。

4. 介護支援の充実

- ◆高齢化により、介護の問題は男女とも大きな課題となっており、高齢者が自立した生活を送ることができるよう、サービスを提供します。
- ◆介護にあたる家族の負担が軽減されるよう、必要とされる日常生活への助成を図ります。

主要課題 2. 雇用や職業の場における男女共同参画の推進

【現状と課題】

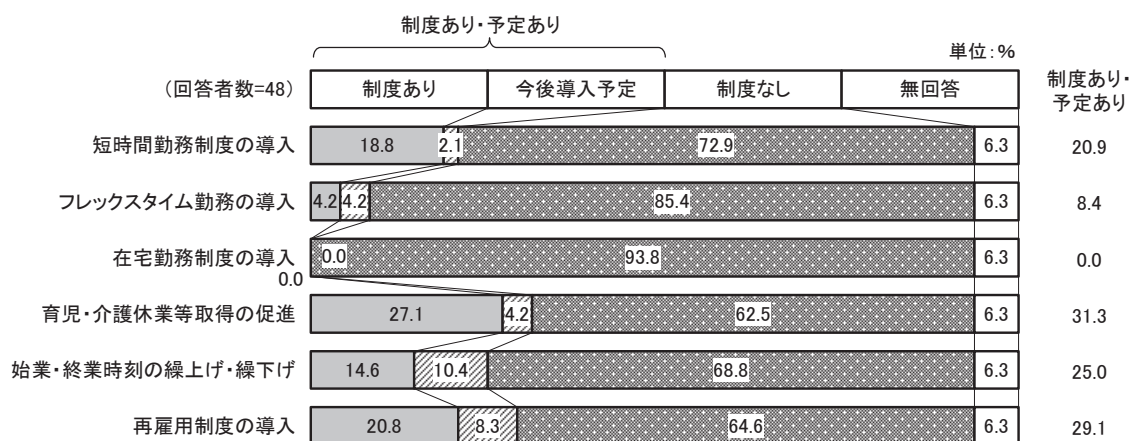
雇用や職業の場において、継続して働くことを望んでいる女性に対しては、多様な働き方ができるよう、また、男性も育児・介護休業制度を利用しやすくなるよう、事業所に対して職場環境の整備について働きかけていくことが必要です。さらに、働くことを中断した女性に対しても意欲と能力を生かす再就職、起業の実現への支援も求められます。

現在、女性活躍推進法により、女性が職業生活において、希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境整備への取り組みが進められているところです。雇用形態の多様化が進む中で、男性も女性も、柔軟な働き方を選択できるよう、事業所とともに進めていく必要があります。

事業所における多様な働き方の取り組みとして多いのは、「育児・介護休業等取得の促進」「再雇用制度の導入」「短時間勤務制度の導入」「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」などです。

農業及び商工業の自営業においては、従来からの性別役割分担意識などにより、女性が本来持てる力を十分に発揮できないこともあります。意識の改革などに働きかけ、女性が活躍し、かつ、お互いの役割や能力を適切に評価できる環境づくりが必要です。

多様な働き方への取り組み（市内事業所調査）



【 施策の方向 】

1. 雇用の分野における均等な機会と待遇の確保、職場環境の整備

- ◆雇用の場における男女の均等な機会や平等な待遇が確保されるよう、関係法令等に関して広報・啓発を推進します。
- ◆短時間労働者や非正規労働者が適切な待遇を受けられるよう、「パートタイム労働法」等の法令の普及・啓発の推進を図ります。

2. 農業・商工自営業における男女共同参画

- ◆本市の基幹産業である農業において、女性が対等なパートナーとして経営に参加できる環境の整備に向け、家族経営協定の周知、締結促進を図ります。
- ◆商工業に従事する女性の経営能力の向上や人材育成を図るための支援を行います。
- ◆女性の起業活動が、さらに幅広く展開されるよう、必要な知識・技能を習得できる機会の提供を行います。

3. 女性の再就職への支援

- ◆子育てや介護等の理由により離職した女性が、再就職し、職業生活において能力を十分に発揮できるよう、関係機関と連携して、情報や必要な知識・技能を習得できる機会を提供します。

4. 多様な働き方への支援

- ◆短時間勤務やフレックスタイム制、テレワークなど、多様な働き方から柔軟に選択できるよう、就業に関する情報を提供します。
- ◆新しい分野で活躍を望む女性に向け、活動を始めるきっかけづくりのため、講座やセミナーを実施します。
- ◆女性が持つ能力を十分に発揮していくことができるよう、キャリアアップに関する情報提供などを行います。
- ◆起業を目指す女性に対して、積極的に情報提供を行うなど、支援の充実を図ります。



基本目標Ⅲ 多様な分野における男女共同参画～社会が変わる～

主要課題 1. 政策・方針決定の過程への女性の参画

【現状と課題】

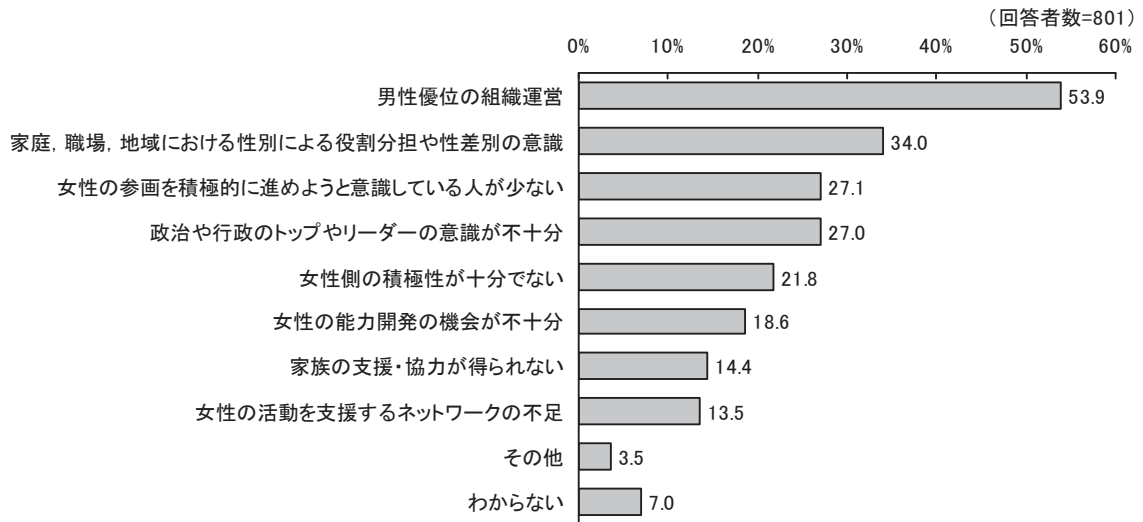
男女共同参画社会の実現のためには、男女がともに社会のあらゆる分野に対等に参画していくことが必要です。しかしながら、女性の社会参画が進んでいるにもかかわらず、政策・方針決定の過程への女性の参画は男性に比べて少ない現状があり、女性の意思が市政等に十分に反映されているとはいえません。

市民意識調査では政治の場における地位の平等感について、『男性が優遇』と感じているのは59.8%で、「社会通念、習慣、しきたり」の62.8%に次いで高い割合となっているなど、政策・方針決定の過程への女性の参画は、男性に比べて少ない現状にあります。

また、政策・方針決定の過程に女性が進出していない主な理由として、「男性優位の組織運営」が最も多くなっています。これらの結果を踏まえて、男性と女性が対等な立場で協力しあえる社会づくりが求められます。

国では、2020年までに社会のあらゆる分野において指導的地位に女性の占める割合が少なくとも30%程度になるよう目標を掲げています。本市においても審議会等の女性委員の割合の目標を30%としています。目標は及ばない現状であり、女性の能力が十分に発揮されるよう、積極的な活用を図る必要があります。

政策・方針決定の過程に女性が進出していない主な理由（市民意識調査）



【 施策の方向 】

1. 審議会等への女性の登用促進

- ◆市民の市政への参画意識を育み，更なる参画を促進するため，行政情報の積極的な公開に努めます。
- ◆審議会・委員会への女性の登用を促進し，政策・方針決定過程への女性の参画を拡大します。
- ◆幅広い視野を持つ女性リーダー，女性人材の育成を図ります。
- ◆女性委員候補者として，女性人材登録者などの情報を提供します。
- ◆幅広い視野を持つ女性人材の発掘を図り，女性人材への登録を促します。

2. 女性の能力発揮への支援

- ◆性別に関わりなく，個性と能力と適正に応じた人員の配置について，広報などにより事業所等に働きかけます。
- ◆仕事への意欲を持った女性の人材育成のため，関係機関と連携し，学習機会を提供します。



市民懇談会の様子

主要課題 2. 地域における身近な男女共同参画の促進

【現状と課題】

地域には、近隣相互の子育て支援や、高齢者支援、また、防災・防犯活動などの助け合いを含み、地域住民自らが地域の生活を支える様々な活動があります。少子高齢化の進展とともに、地域の抱える課題が多様化し、複雑化している中で、地域が主体的に課題解決に取り組めるよう、自治会、PTAなど地域の各団体が連携し、それぞれが力を十分に発揮していくことが求められています。

市民意識調査では、「自治会などの住民組織」における地位の平等感については34.1%と比較的高いものがあります。しかし、地域活動に携わっている男性や若年層は少なく、また、女性は多いものの、組織のリーダーとして活躍している割合は高くありません。

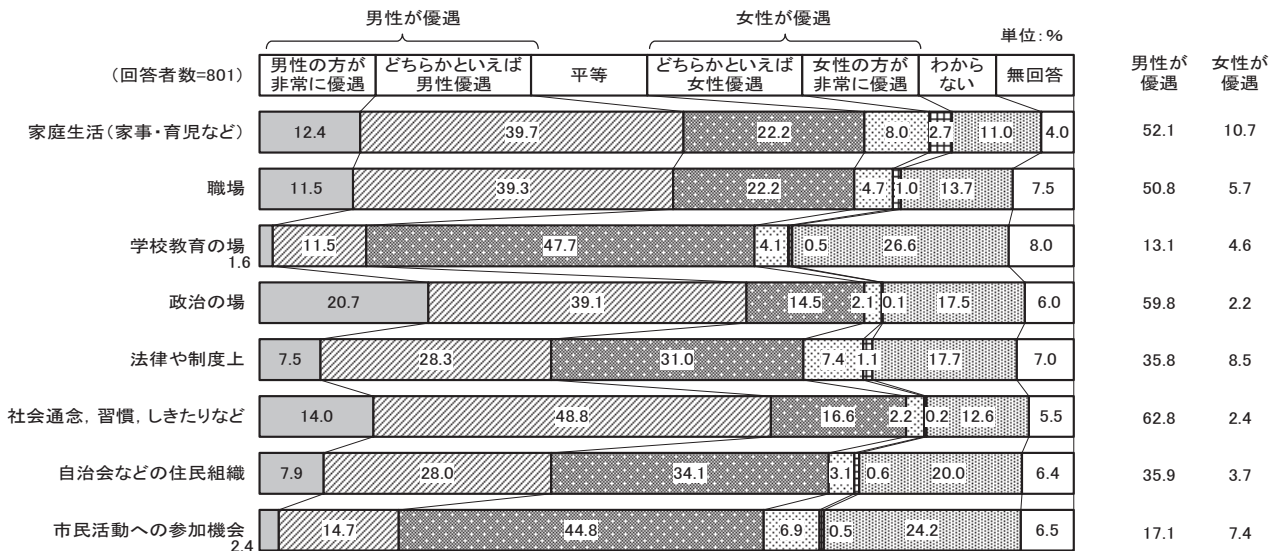
地域活動における方針決定過程への女性の参画を促進するためにも、男女共同参画社会の意義を普及していく必要があります。

市民懇談会では、男女共同参画社会の形成を阻害する要因として、「古いしきたりや慣習などがある」との意見もあげられています。

活力ある地域社会づくりのためには、意識啓発、人材の養成等を通し、地域活動に男女が積極的に関わっていくことができるよう、地域組織の見直しも必要となります。

災害対策の分野では、被災時、不便な生活環境のもとで、家事や育児などがより一層女性に集中することが課題としてあげられます。過去の災害対応における経験をもとに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した防災対策を進める必要があります。

各分野での男女の地位の平等（市民意識調査）



【 施策の方向 】

1. 地域における男女共同参画の促進

- ◆地域の活動を支える行政区や自治会などの集まりに，若者や女性の参画を促進します。
- ◆地域で活躍する女性リーダー・女性人材の育成を図ります。
- ◆保育ボランティアを活用するなど，学校行事などへの参加しやすい環境を整備します。
- ◆ボランティア団体・NPO法人など，コミュニティ活動を進める団体を支援します。

2. 防災分野における男女共同参画の促進

- ◆男女共同参画の視点や，育児・介護など女性の負担に配慮した防災体制を整備します。
- ◆災害時には，男女のニーズの違いを踏まえた支援を行います。
- ◆女性消防団員の必要性を市民に周知し，加入を促進します。

主要課題 3. 国際社会への参画

【現状と課題】

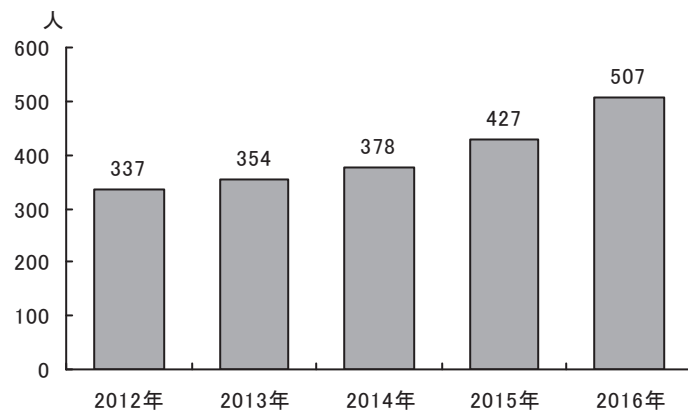
男女共同参画社会基本法の基本理念のひとつとして「国際的協調」が掲げられており、男女共同参画社会の形成に向けての取り組みは、国連の取り組み等、国際的な動きとともに進められてきました。

政治や経済、文化など、様々な面で国際化が進みつつある中、男女共同参画についても国際的な視野で認識していく必要があります。本市においても、異文化交流などの身近な活動を通して国際理解・交流を推進し、国際的な視点から男女共同参画が理解できるよう、努めていく必要があります。

また、本市では500人以上の外国人登録者がおり、在住及び来市外国人の男女の人権尊重や、住みやすいまちづくりを推進するために、外国人にも開かれた地域づくりを行っていくことが求められます。

さらに、国際交流の担い手である市民の活動を積極的に支援し、様々な分野において市民参加による国際交流の推進を図っていくことが必要です。

市内在留外国人数の推移



資料：法務省「在留外国人統計」(各年12月末)

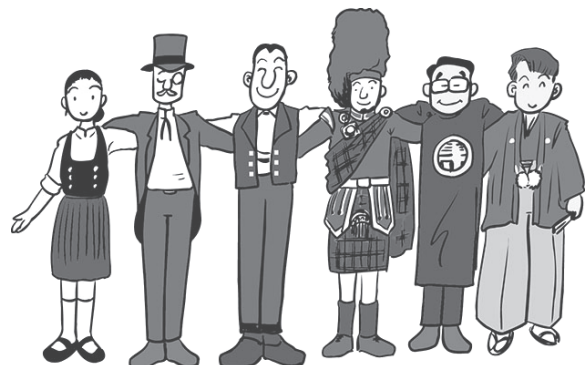
【施策の方向】

1. 情報の収集と提供

- ◆男女共同参画に関する国際的な動向についての情報収集を行い、広報などで市民に提供します。
- ◆子どもから高齢者まで、異文化への理解の向上を図ります。

2. 国際理解、国際交流の推進

- ◆小・中学校に外国語指導助手を配置し、国際理解教育の充実を図ります。
- ◆児童生徒の英語のコミュニケーション能力の向上を図るとともに、異文化に触れ、理解を深めるよう努めます。
- ◆国際交流の担い手として、国際交流を進める団体等の支援・育成を図ります。



基本目標Ⅳ 誰もが安心して暮らせる社会づくり

主要課題 1. 生涯を通じた健康づくりの促進

【 現状と課題 】

男女がお互いの身体的性差を理解し合い、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会形成の前提です。

ライフステージを通じてそれぞれが健康上の問題に直面することについて、互いに理解し、配慮する必要があります。特に妊娠・出産期は女性のライフステージでは大きな節目であり、女性が健康を保持することができるように、適切な対策が求められます。

こうした状況を踏まえて、男女が互いに心身の健康について正しい知識を身につけ、自分の健康を管理できるよう、健康教育、普及啓発を推進していきます。

また、若い世代における望まない妊娠や性感染症が増加している現状から、男女の性に関する正しい知識と理解を深めるための普及啓発を若い世代に向けて行う必要があります。

【 施策の方向 】

1. 生涯を通じた女性の健康増進

- ◆生涯にわたる自主的な健康管理の重要性を啓発します。
- ◆自己の健康管理のため、健診の受診や、健康相談の活用を促します。
- ◆精神科医・精神保健福祉士によるメンタル面からの健康相談の活用を促します。
- ◆学校教育においても、心身の健康についての知識を身につけるよう努めます。
- ◆高校卒業期や 20 代の若い世代に対し、心身の健康に加え、男女の性に関する意識の啓発を図ります。

2. 妊娠・出産等に関する健康支援

- ◆女性にとって、大切な妊娠・出産期を安心して過ごせるよう、母子の健康診査や相談などを通じて、健康管理の支援に努めます。
- ◆出産後の育児不安の解消に向け、訪問や相談などの支援に努めます。

主要課題 2. 困難な立場にある男女への支援

【現状と課題】

ひとり親家庭の親子や一人暮らしの高齢者、心身に障がいを持つことで生活に介助を必要とする人など、生活するうえで様々な困難を抱える人が増えています。

本市においても、2010年度には201世帯だったひとり親家庭が、2015年度には228世帯に増加しており、各家庭の困難状況に応じた相談体制や支援が求められます。

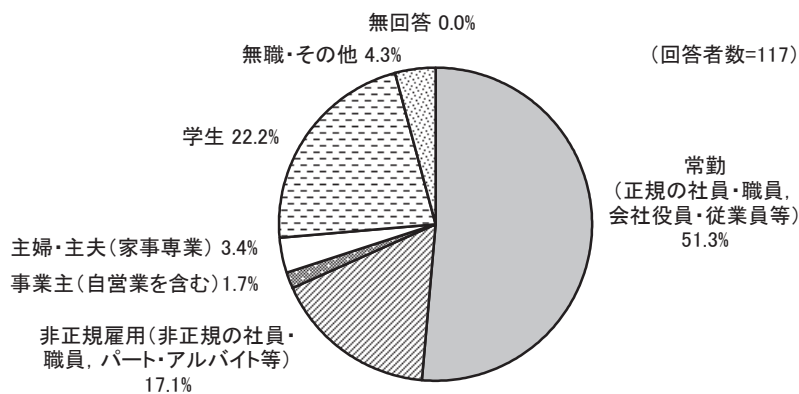
雇用の場においては、近年、正規雇用者が大きく減少し、特に若者は不安定な雇用状況に置かれています。市民意識調査では、18～29歳の人の17.1%が非正規雇用であることが分かっており、関係機関と連携した支援が求められます。

また、「家事手伝い」として括られている無職の女性が抱える問題は、潜在化しやすく、支援に結びつきにくいことから、配慮していく必要があります。

性的マイノリティと言われる人々は、周囲の理解不足や偏見などで様々な困難に直面しています。人権尊重の観点から多様な性に対する理解を進めるための取り組みが必要です。

こうした様々な困難を抱える人たちが、安心していきいきと暮らしていくことができるよう、関係機関が連携して取り組んでいきます。

働き方（市民意識調査 18歳～29歳）



【施策の方向】

1. ひとり親家庭への自立支援

- ◆ひとり親家庭等に対し、相談体制を充実させ、子育てや生活・就業など、総合的に支援し、自立を促します。
- ◆ひとり親家庭は、経済的にも不安定になりやすいため、安定した生活ができるよう、情報提供や相談、その他必要な支援を図ります。

2. 若者への自立支援

- ◆ニートや引きこもりなどの若年者に対し、就労に関する情報提供などを行い、自立のための支援を行います。
- ◆若年の無業の女性に対しても、関係機関と連携し、就労につながる支援を行います。

3. 高齢・障がい等により生活上の困難に直面する人への支援

- ◆高齢者や障がい者に生活上困難が生じた際には、保健・福祉・その他必要な機関や関係者と連携し、一人ひとりに対応できる支援を行います。
- ◆障がい者を支える各種制度の情報を提供するなどして、暮らしの充実が図れるよう支援します。
- ◆一人暮らしの高齢者などに対し、担当民生委員・児童委員による見守りや、日常生活の支援を行います。
- ◆高齢者や障がい者等が地域の中で安心して暮らせるよう、相談の対応や必要なサービス、支援の充実に努めます。

4. 性的マイノリティへの理解促進

- ◆性的マイノリティであることを理由に、困難な状況に置かれている方に対し、個別相談を受けるなど、支援を図ります。
- ◆性的マイノリティに対する理解を促進するための情報提供や啓発活動を実施します。

第5章 庁内における男女共同参画の推進

本章では、つくばみらい市男女共同参画推進条例第20条第2項に基づき、一事業所として、本市が取り組む施策を示します。

(1) 市役所でのハラスメント対策

職場におけるセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなど、あらゆるハラスメントに対する研修を実施するとともに、相談窓口の周知を図ります。

(2) ワーク・ライフ・バランスの推進

特定事業主行動計画に沿って、市役所全体で男性の育児休業等の取得促進や長時間勤務の改革など、職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを推進します。

(3) 女性の職域拡大の推進

市役所内における性別の偏りの是正に向け、女性職員の職域の拡大を図ります。

第6章 計画の推進

本章では、つくばみらい市男女共同参画推進条例第19条に基づき、市の推進体制を強化し、取り組んでいきます。

1. 推進体制の強化

(1) 市民・団体・事業所との協働

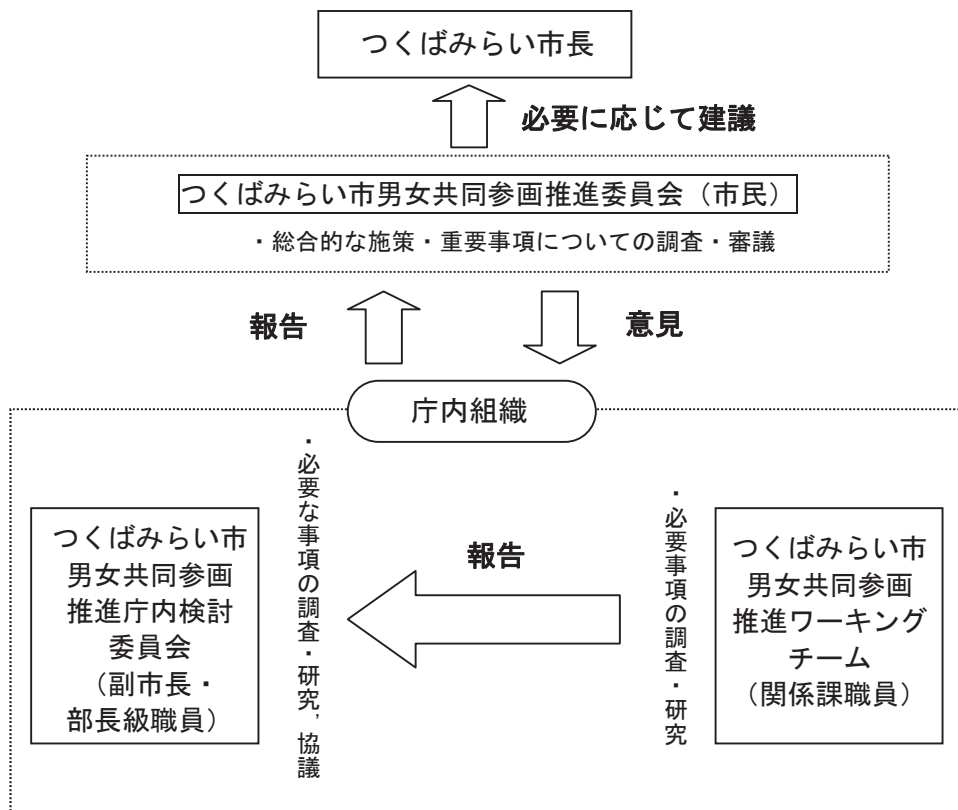
男女共同参画社会の実現のためには、市民一人ひとりの意識改革や自主的な行動が欠かせません。市民が行う推進活動を支援し、情報の提供その他必要な措置を講じます。また、男女共同参画の推進や啓発を担う「つくばみらい市男女共同参画推進委員会」をはじめ、各種団体、事業所等、本市を支えるすべての人と行政が協働しながら、各施策を推進していきます。

(2) 庁内組織の強化

男女共同参画社会の実現を目指し、「つくばみらい市男女共同参画計画」をより効果的に、かつ実効性のあるものとするためには、全庁的に行政課題としての認識を持ち、総合的かつ効率的に推進することが必要です。そのため、庁内で「つくばみらい市男女共同参画推進庁内検討委員会」や「つくばみらい市男女共同参画推進ワーキングチーム」を組織し、関係各課の一層の連携を図ります。

(3) 関係機関との連携

より効果的な推進のために、茨城県及び近隣自治体、関係機関等と積極的な連携により、協力体制の強化を図ります。



2. 計画の進行管理

(1) 市の取り組みに対する定期的な評価の実施

計画を着実に推進していくためには、関係事業の実施状況の確認や評価を定期的に行うことが必要です。そのため、市の取り組み状況について市民にわかりやすい指標を設定し、その進捗状況について市民や団体で構成される「つくばみらい市男女共同参画推進委員会」において定期的に検証し、その結果を公表します。

(2) 意識や実態の調査研究、情報の収集と提供

男女共同参画施策を効果的に推進していくために、定期的な市民意識調査や各種調査を実施し、市民の現状やニーズを把握するとともに、男女共同参画に関する国や県の取り組み、民間団体における取り組みについての情報を収集し、市民に提供します。

Ⅱ 実施計画

(2018 年度～2022 年度)

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会への意識づくり～人が変わる～

主要課題 1. 男女平等意識の推進

1. 男女共同参画社会形成のための情報提供、啓発活動の推進

事業番号	事業名	概要	担当課
1	男女共同参画推進の拠点としての情報提供や啓発活動の実施	男女共同参画推進のための拠点として、情報の提供や啓発活動を行う。	市民サポート課
2	講演会・フォーラムの実施	市民の男女共同参画に対する関心を高めるために開催し、積極的な啓発を図る。	市民サポート課
3	男女共同参画に関する理念や法制度の理解促進	社会制度や昔からの慣習を変えていくため、男女共同参画に関する理念や法制度の理解促進を図る。	市民サポート課
4	男女共同参画都市宣言の周知	懸垂幕の設置を通して、本市が「男女共同参画宣言都市」であることを周知し、男女共同参画への理解を促進する。	市民サポート課
5	男女共同参画に関する情報の提供	男女共同参画に関するあらゆる情報を、広報紙やホームページへの掲載、リーフレットの配布など、多様な媒体を活用して発信する。	市民サポート課
6	市男女共同参画推進委員及び県男女共同参画推進員との連携による広報・啓発活動の実施	市男女共同参画推進委員及び県男女共同参画推進員と連携を図り、広報・啓発活動を行う。	市民サポート課

2. 男女共同参画推進のための情報収集と提供

事業番号	事業名	概要	担当課
7	社会制度や慣行に関する調査・研究	男女共同参画の視点で社会制度や慣行について、市民を対象とした調査を行う。	市民サポート課

主要課題 2. 男女共同参画を推進する教育・学習

1. 学校教育における男女平等の推進

事業番号	事業名	概要	担当課
8	教育活動全体を通じた人権教育の実施	各教科の指導、学級活動、その他の教育活動全体を通して、人権を尊重する意識や態度を育てる。	学校教育課
9	道徳教育を通じた男女平等教育の実施	道徳や総合的な学習の時間において男女平等の意識づくりを図る。	学校教育課
10	教職員への平等教育の徹底	男女平等の視点から、家庭教育と連携して生活指導の充実を図る。	学校教育課

2. 家庭教育における教育支援

事業番号	事業名	概要	担当課
11	家庭科教育の充実	家庭科教育を通して、家族や子育てについての指導充実を図る。	学校教育課
12	子育て・仲間づくりセミナーの実施	子どもを持つ親のための学習会を開催し、学ぶことを通して親同士の仲間意識を高め、交流を深める。	生涯学習課
13	家庭教育学級の開催	子育て支援や家庭教育に関する学習会を通し、学級生相互の交流を図るとともに家庭の教育力の向上を図る。	生涯学習課

3. 社会教育における男女共同参画の推進

事業番号	事業名	概要	担当課
14	料理教室の実施	簡単な料理法を習得できる講座を実施する。	市民サポート課
15	各種講座の実施	各種講座等に男女共同参画の視点を導入し、男女がともに学び、協力し合う機会を提供する。	生涯学習課

主要課題3. あらゆる暴力の根絶

1. DV防止と被害者への支援

事業番号	事業名	概要	担当課
16	DV防止に関する啓発活動の実施	DVが人権侵害であることを踏まえ、防止に向けて啓発活動を行う。	市民サポート課 こども福祉課
17	相談体制の整備	関係機関と連携のもと相談体制を充実する。	市民サポート課 こども福祉課
18	相談員のスキルアップ	専門的な知識を養い、あらゆるケースに対応できるよう、外部の研修等への参加により、相談業務に携わる相談員のスキルアップを図る。	こども福祉課
19	被害者の住民票及び戸籍の附票の交付制限	警察等で被害者に対して支援が必要と認められた場合に限り、加害者への住民票及び戸籍の附票の交付を制限する。	市民窓口課

2. あらゆるハラスメントの防止

事業番号	事業名	概要	担当課
20	各種ハラスメント防止対策の推進	市民や事業所への啓発活動を通じて、あらゆるハラスメントが人権侵害であるという意識付けを行い、各種ハラスメントを防止する。	市民サポート課
21	ハラスメント相談体制の整備	迅速な対応、解決に向けて、相談窓口の周知を行う。	市民サポート課

3. メディアにおける人権の尊重

事業番号	事業名	概要	担当課
22	人権を尊重した表現の推進に向けた啓発	男女共同参画の視点に立った情報の発信について、広報紙・ホームページ等で啓発を行う。事業所等が発行する広報物に対して人権への配慮がなされるよう働きかける。	市民サポート課
23	人権を尊重した表現の推進	男女共同参画の視点に立った広報紙・出版物に関するガイドラインを活用し、男女の人権を尊重した適切な表現を行うよう配慮する。	市民サポート課 政策秘書課
24	情報活用能力の育成と情報モラル教育の実施	インターネットをはじめとする様々なメディアが社会や生活に及ぼす影響を理解し、情報化の進展に対応できる能力育成に努める。	市民サポート課 学校教育課

基本目標Ⅱ 多様な働き方のための環境整備～組織が変わる～

主要課題 1. 家庭と仕事の両立支援

1. ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発

事業番号	事業名	概要	担当課
25	家庭生活の責任分担に関する啓発の推進	性別役割分担意識の解消や、男性中心型労働慣行の見直しに向け、男女がともに家事や育児、介護に参画することの重要性や一人ひとりの責任に基づく生活のあり方について、事業所や市民に対し、広報・啓発を図る。	市民サポート課
26	両親学級の実施	妊婦とその家族を対象とした妊娠・出産・育児に関する講義や実習を行い、パートナーを尊重し合うことの大切さや家族の協力について考えるきっかけづくりをする。	健康増進課
14再	料理教室の実施	簡単な料理法を習得できる講座を実施する。	市民サポート課

2. 市内事業所等との連携によるワーク・ライフ・バランスの推進

事業番号	事業名	概要	担当課
27	男女共同参画に関する事業所調査の定期的な実施	事業所に対して調査を定期的実施し、勤続年数の男女差やワーク・ライフ・バランスの推進など、実態について調査する。	市民サポート課
28	事業所等における育児・介護休業制度の導入促進	事業所に対して、「育児・介護休業法」の周知を図り、男性も女性も育児・介護休業制度の導入の促進と、職場復帰しやすい環境づくりについての働きかけを行う。	市民サポート課 産業経済課
29	一般事業主行動計画 ⁹ に関する啓発	従業員 300 人以下の事業所に対し、一般事業主行動計画について周知するとともに、策定の働きかけを行う。	市民サポート課
30	イクボス ¹⁰ 育成への啓発	家庭と仕事の両立、働きやすい環境整備のために、理解ある人材の育成を、事業所に働きかける。	市民サポート課

⁹ 一般事業主行動計画

女性活躍推進法に基づき、常時雇用する労働者数が 301 人以上の一般事業主に対し、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が義務付けられた。常時雇用する労働者数が 300 人以下の場合には、努力義務となっている。

¹⁰ イクボス

職場で共に働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者・管理職）のことを指す。

3. 子育て家庭への支援の充実

事業番号	事業名	概要	担当課
31	子育て情報の提供	子育て家庭に対するきめ細やかな情報提供を図る。特にインターネットからの情報入手が増えていることに対応し、ホームページなどの活用を図る。	こども福祉課 健康増進課
32	安心で安全な環境の整備	既存施設の改修等、安心で安全な環境づくりに努める。	こども福祉課 学校教育課
33	延長保育・一時預かりの充実	保育所の延長保育や保護者の疾病や冠婚葬祭、介護等の理由により、児童の保育が困難になったときの一時預かりの充実を図る。	こども福祉課
34	放課後子ども総合プランの推進	留守家庭の児童を対象に生活の場を提供する「放課後児童クラブ」と、すべての児童を対象に、体験活動・交流活動等を実施する「放課後子ども教室」を一体的または、連携して実施する。	生涯学習課
35	子育て支援事業の充実	仲間づくりとともに、仲間との交流により自分の子育てを振りかえり、育児不安の解消を図る。	健康増進課
36	ファミリーサポートセンター事業の充実	市民の相互援助組織であるファミリーサポートセンター事業の充実を図る。	こども福祉課
37	子育て相談の充実	乳幼児・児童のあらゆる問題に対し、専門職の立場で相談及び指導を行うとともに、必要な情報や関係機関の紹介・連絡、関係各課との連携を図る。	こども福祉課 健康増進課 学校教育課
38	子育て世代包括支援センター事業の実施	妊娠期から子育て期にわたるまでサポートし、安心して出産や育児ができるよう支援する。	健康増進課 こども福祉課
39	子育て中の保護者が使いやすい施設整備	妊産婦優先駐車場の確保や、赤ちゃんの駅の設定など、外出時の支援を図る。	財政課 こども福祉課
40	児童虐待防止に向けた意識啓発の推進	広報紙等を通して児童虐待防止に向けた啓発を行う。	こども福祉課

4. 介護支援の充実

事業番号	事業名	概要	担当課
41	介護に関する講座の実施	介護の知識習得のため、介護に関する講座を実施する。	介護福祉課
42	生活援助事業	清掃、洗濯、買い物、理髪や介護用品の支給など日常生活の助成を行い、高齢者の自立と生活の質の確保を図る。	介護福祉課

主要課題 2. 雇用や職業の場における男女共同参画の推進

1. 雇用の分野における均等な機会と待遇の確保, 職場環境の整備

事業番号	事業名	概要	担当課
43	均等な雇用機会等の確保に向けた広報・啓発の推進	男女雇用機会均等法, 労働基準法などの関係法令や, 各種助成金・補助金などの制度について県との連携のもと周知を図る。	市民サポート課
44	「パートタイム労働法」等の普及・啓発の推進	事業所に対し, 短時間労働者や非正規労働者の労働条件が向上するよう「パートタイム労働法」や「労働者派遣法」の普及促進を行う。	市民サポート課

2. 農業・商工自営業における男女共同参画

事業番号	事業名	概要	担当課
45	家族経営協定の周知・締結促進	家族経営体の構成員の役割分担, 給料制, 休日労働時間等の意識啓発を図る。	産業経済課
46	商工会活動の推進	商工業に従事する女性の経営能力の向上や地域リーダーの育成を図るための研修等への支援を行う。	産業経済課
47	女性の起業や経営参画の促進	産地直送販売などの活動を支援し, 女性の起業や経営参画を促進する。	産業経済課

3. 女性の再就職への支援

事業番号	事業名	概要	担当課
48	女性の再就職に関する情報の提供	ハローワークや県と連携し, 女性の再就職に関する情報を収集・提供する。	市民サポート課 産業経済課
49	女性の再就職支援	女性の再就職に向け, 必要な知識や技能を習得できるよう講座の充実を図る。	市民サポート課

4. 多様な働き方への支援

事業番号	事業名	概要	担当課
50	就業に関する情報の収集・提供	就業に関する情報の収集・提供を行う。	産業経済課
51	各種講座・セミナーの情報提供	創業支援事業等に関する情報提供を通じて, 就業機会の拡大を図る。	産業経済課
52	能力発揮促進のための情報収集・提供	関係機関で開催する能力発揮促進に関する情報を収集し, 提供する。	産業経済課
53	女性の起業支援	女性の起業の手助けを図るため, 関係機関で開催する講座等の情報を収集・提供する。	市民サポート課 産業経済課

基本目標Ⅲ 多様な分野における男女共同参画～社会が変わる～

主要課題 1. 政策・方針決定の過程への女性の参画

1. 審議会等への女性の登用促進

事業番号	事業名	概要	担当課
54	審議会等への女性委員の登用促進	すべての審議会等の女性委員構成割合 30%以上を目標とし、女性の積極的登用について働きかけ、女性委員のいない審議会の解消を図る。	市民サポート課 総務課
55	審議会等の会議公開制度	審議会等の会議を公開し、市政への参画意識を高め、積極的に参加できる環境づくりに努める。	総務課
56	女性人材の情報提供	幅広い分野からの女性の登用を図るため、庁内各局に、女性人材の情報を必要に応じて提供し、活用させる。	市民サポート課

2. 女性の能力発揮への支援

事業番号	事業名	概要	担当課
57	民間企業等での女性登用の啓発	事業所に対し、政策・方針決定の過程への女性の登用について働きかける。	市民サポート課
58	女性人材育成のための学習機会提供	仕事への意欲を持った女性の人材を育成するため、関係機関等で実施する講座等への参加を促す。	市民サポート課

主要課題 2. 地域における身近な男女共同参画の促進

1. 地域における男女共同参画の促進

事業番号	事業名	概要	担当課
59	地域活動などの方針決定の過程への女性の参画促進	地域活動の組織・団体の方針決定の過程への若者や女性の参画を促進するため、啓発を行う。	市民サポート課
60	環境美化活動への参加促進	地域活動に参加することで、環境美化とともに市民相互の交流を図る。	生活環境課
61	ハーモニーフライト事業への市民参加の促進	地域で活躍できる女性リーダーの育成を目的に、県主催の「ハーモニーフライト事業」への市民の参加促進を図る。	市民サポート課
62	シルバー人材センター活動支援	シルバー人材センターで活動する人の能力の発揮を支援する。	介護福祉課
63	学校行事に参加しやすい環境の整備	学校行事やPTA活動等に参加しやすい環境を整備する。	学校教育課
64	市民活動の支援	ボランティア団体やNPO法人など、コミュニティ活動を進める団体等について、団体等の自主性を尊重しながら支援を行う。	市民サポート課
65	市民活動支援体制の整備	地域で活動する団体の情報の提供や様々な活動団体の相互交流の機会を創出することにより、多様な市民活動に対応できる環境を整備する。	市民サポート課

2. 防災分野における男女共同参画の促進

事業番号	事業名	概要	担当課
66	防災会議の実施	防災会議への女性委員の登用を継続する。	安心安全課
67	男女のニーズの違いを踏まえた災害時における支援体制の促進	地域への情報提供・情報収集を迅速かつ的確に行い、女性の意見を取り入れるなど、災害時のニーズに対し円滑な支援体制を促進する。	安心安全課
68	女性消防団員の加入促進	市内の催し物やイベント等で女性消防団を市民に周知し、加入を促進する。	安心安全課

主要課題3. 国際社会への参画

1. 情報の収集と提供

事業番号	事業名	概要	担当課
69	海外の男女共同参画に関する情報の収集と提供	男女共同参画に関する国際的動向について、情報を収集し、提供する。	市民サポート課

2. 国際理解、国際交流の推進

事業番号	事業名	概要	担当課
70	国際理解教育の推進	小・中学校に外国語指導助手（ALT）を配置し、国際理解教育の充実及び児童生徒の英語のコミュニケーション能力の充実を図る。	学校教育課
71	国際交流推進団体等の支援・育成	市民レベルの国際交流を推進するため、また国際交流の担い手として、国際交流を進める各種団体等の支援・育成を図る。	市民サポート課
61再	ハーモニーフライト事業への支援	地域で活躍できる女性リーダーの育成を目的に、県主催の「ハーモニーフライト事業」の参加者に対し支援を図る。	市民サポート課

基本目標Ⅳ 誰もが安心して暮らせる社会づくり

主要課題1. 生涯を通じた健康づくりの促進

1. 生涯を通じた女性の健康増進

事業番号	事業名	概要	担当課
72	健康づくりの充実	健康診査、健康教室、健康相談等の実施により、一人ひとりの健康の増進を図る。	健康増進課
73	こころの健康相談	精神科医師、精神保健福祉士によるこころの健康相談及び関係機関との連携を図る。	健康増進課
74	小・中学校における健康教育の推進	小・中学校において健康に関する問題についての正しい知識の普及啓発を図る。	学校教育課
75	若い世代への健康教育の推進	高校卒業期から20代の若い世代への健康教育の推進を図る。	健康増進課

2. 妊娠・出産等に関する健康支援

事業番号	事業名	概要	担当課
76	母子保健サービスの充実	母子健康手帳の交付，乳幼児健康診査，新生児訪問などを実施する。	健康増進課

主要課題2. 困難な立場にある男女への支援

1. ひとり親家庭への自立支援

事業番号	事業名	概要	担当課
77	ひとり親家庭に対する支援の充実	母子・父子自立支援員を配置し，相談体制を充実させ，総合的な支援を行う。	こども福祉課
78	医療福祉費支給制度	18歳未満の児童を養育するひとり親家庭に対し，医療保険により受給した場合の医療費の助成をする。	国保年金課

2. 若者への自立支援

事業番号	事業名	概要	担当課
79	若者の就労支援	ニートや引きこもりなどの若年者の自立に向けて，関係機関と連携した支援を行う。	産業経済課

3. 高齢・障がい等により生活上の困難に直面する人への支援

事業番号	事業名	概要	担当課
80	地域ケアシステム推進事業	生活するうえで困難が生じた際，保健・福祉・その他必要に合わせた関係者によりチームを編成し，一人ひとりに対応する。	社会福祉課 介護福祉課
81	地域包括支援センター事業	高齢者が安心して暮らしていけるよう，様々な相談を幅広く受け付け，制度の垣根にとらわれない支援を行う。	介護福祉課
82	介護予防事業の推進	高齢者が，健康でいきいきとした生活が送れるよう予防事業への参加を促す。	介護福祉課
83	障がい者に対する各種制度の周知	積極的な広報活動により各種制度の情報を提供するほか，民生委員・児童委員，障がい者相談員等との連携を密にするなど，各種制度の周知に努める。	社会福祉課
84	地域活動支援センター事業	障がい者等が有する能力及び適正に応じ，自立した社会生活を営むことができるよう活動場所の提供，交流の促進等を図る。	社会福祉課
85	民生委員・児童委員の地域活動	民生委員・児童委員が，担当地域内の高齢者や障がい者への見守りを通じて，日常生活への支援を図る。	社会福祉課 介護福祉課

4. 性的マイノリティへの理解促進

事業番号	事業名	概要	担当課
86	性的マイノリティに関する啓発，相談体制の整備	性的マイノリティへの理解を促進するため，情報提供や啓発活動を実施する。	市民サポート課 社会福祉課

庁内における男女共同参画の推進

(1) 市役所でのハラスメント対策

事業番号	事業名	概要	担当課
①	ハラスメントに関する市職員研修の実施	市職員に対し、ハラスメント防止のための研修を実施する。	総務課
②	市職員向けハラスメント相談窓口の周知	市職員に対し、ハラスメントの相談窓口の周知を行う。	総務課

(2) ワーク・ライフ・バランスの推進

事業番号	事業名	概要	担当課
③	市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進	特定事業主行動計画に基づき、男性の育児休業取得促進やノー残業デーの徹底を図り、ワーク・ライフ・バランスを推進する。	総務課

(3) 女性の職域拡大の推進

事業番号	事業名	概要	担当課
④	女性職員の職域の拡大	職域にこだわることなく、幅広い分野に女性職員を配置するとともに、その能力に応じて管理職への登用を図る。	総務課

以下のとおり目標値を設定します。

主要課題	項目	現状値	目標値 (2022年度)
ワーク・ライフ・バランスの推進	市の男性職員の育児休業取得率	0% (2016年 総務課調べ)	5%
女性職員の職域の拡大	市の管理職のうち、女性職員の割合 (課長以上)	13.3% (2017年 総務課調べ)	20%

目標値の設定

本計画推進にあたって、次のような目標値を設定します。

基本目標	主要課題	No	項目	現状値	目標値 (2022年度)
I 男女共同参画社会 への意識づくり ～人が変わる～	1. 男女平等意識 の推進	1	家庭教育学級における啓発活動	0学級 (2017年市民 サポート課調べ)	13学級
		2	男性は仕事, 女性は家庭という考 えに同感しない市民の割合	56.9% (2017年 市民意識調査)	60%
		3	社会全体中で, 男女の地位が平等 になっていると思う市民の割合	13.5% (2017年 市民意識調査)	17%
	3. あらゆる暴力の 根絶	4	DVに関する啓発活動の実施回数	1回 (2017年市民 サポート課調べ)	2回
II 多様な働き方のた めの環境整備 ～組織が変わる～	1. 家庭と仕事の 両立支援	5	ワーク・ライフ・バランスに取り組ん でいる事業所	49.9% (2017年 市内事業所調査)	55%
	2. 雇用や職業の 場における男 女共同参画の 推進	6	再就職支援セミナーの回数	2回 (2017年市民 サポート課調べ)	3回
		7	新規就農女性者数	0人 (2016年 産業経済課調べ)	1人
		8	家族経営協定実施数	9経営体 (2016年 産業経済課調べ)	10経営体
III 多様な分野におけ る男女共同参画 ～社会が変わる～	1. 政策・方針決 定の過程への 女性の参画	9	女性人材登録者数	7人 (2017年市民 サポート課調べ)	15人
		10	審議会等における女性委員の割合	22.8% (2017年市民 サポート課調べ)	30%
	2. 地域における 身近な男女共 同参画の促進	11	女性消防団員数	13人 (2017年 安心安全課調べ)	15人
		12	自治会などの地域活動に夫婦分担 で参加	26.0% (2017年 市民意識調査)	41%
IV 誰もが安心して暮 らせる社会づくり	2. 困難な立場に ある男女の支援	13	介護予防事業への参加者数	5,728人 (2017年 介護福祉課調べ)	5,900人

資料編

1. 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会基本法（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）

改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号

同 十一年十二月二十二日同 第六十号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

2. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

（平成十三年四月十三日法律第三十一号）

最終改正：平成二六年四月二三日法律第二八号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がある家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章にお

いて同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあつては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二

号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経な

いで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となつた身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法 の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣

が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄

に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日
- 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

3. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

（平成二十七年九月四日法律第六十四号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

- イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
- ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
- ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の

割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

- 第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

- 第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。
- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
 - 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
 - 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

- 第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。
- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
 - 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
 - 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところ

ろにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

4. つくばみらい市男女共同参画推進条例

平成22年3月23日

条例第5号

男女が互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなく、個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現は、私たちみんなの願いです。

個人の尊重と法の下での平等がうたわれている日本国憲法の下で、国では男女平等に関する様々な取組が、国際社会と連動して進められてきました。

つくばみらい市においても、平成20年に男女共同参画計画を定め、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組を進めていますが、依然として、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会の制度又は慣行が根強く残っており、男女がともに多様な生き方のできる社会の実現には、一層の努力が必要です。

また、我が国は、少子高齢化、情報化及び国際化の進展や家族形態及び地域社会の変化などにより、大きな転換期を迎えています。そのような中、つくばみらい市が将来都市像として掲げている「活力に満ちたうるおいとやすらぎのまち」を創り育てるためには、この環境の変化に対応しつつ、男女が平等な立場に立って、個性と能力を活かし、生き生きとした生活を送れるよう、市全体で男女共同参画をより一層進めていく必要があります。

ここに、私たちは、市、市民及び事業者が、それぞれの立場に課されている責務と役割を果たし、積極的に協働して、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを決意し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進についての基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画に関する施策の基本となる事項を定め、これを総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野（以下「社会のあらゆる分野」という。）における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、又は勤務し、若しくは通学する者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業を営むための事務所又は事業所を有する個人、法人その他の団体をいう。
- (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等に対する身体的、精神的、性的、経済的又は社会的暴力をいう。
- (6) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により、相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応に起因し、当該相手方に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念に基づき、推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、直接的であるか間接的であるかを問わず、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動に対して及ぼす影響をできる限り配慮し、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく、多様な生き方を選択することができること。
- (3) 男女が、対等な構成員として、社会のあらゆる分野において、政策等の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、子育て又は介護を始めとする家庭生活を行う上での様々な活動について、家族の一員と

して相互に協力し、お互いに家庭生活における活動及び職業生活、地域活動等における活動との両立が図られること。

(5) 男女が、互いの性について、理解を深め、尊重し合うことにより、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう配慮されること。

(6) 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係を有していること及び地域における国際化の進展にかんがみ、男女共同参画は、国際的協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、必要な体制の整備に努めるものとする。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策について、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と相互に連携して取り組むよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、社会のあらゆる分野において、積極的に男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、男女がともに職業生活における活動及び家庭生活、地域活動等における活動を両立できるよう就労環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、基本理念にのっとり、市、市民及び他の事業者が行う男女共同参画の推進に関する施策に、積極的に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、直接的であるか間接的であるかを問わず、性別を理由とする差別的取扱い及び人権の侵害を行ってはならない。

2 何人も、個人の尊厳を侵害するドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

3 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

(公衆に向けて情報を発信する場合の配慮)

第8条 何人も、公衆に表示する情報については、性別による固定的な役割分担意識、差別及び暴力を連想させ、又は助長させる表現並びに過度の性的表現を行わないよう配慮しなければならない。

(男女共同参画推進月間)

第9条 市は、男女共同参画の推進について、市民及び事業者の関心及び理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設けるものとする。

2 前項の男女共同参画推進月間は、毎年11月とする。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を定めるに当たっては、つくばみらい市男女共同参画推進委員会の意見を聴くとともに、市民、事業者等の意見を反映することができるよう努めなければならない。

3 市長は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画を変更する場合について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(市民等の理解を深めるための措置)

第12条 市は、男女共同参画に関する市民及び事業者の関心及び理解を深めるため、広報活動その他適切な措置を講ずるものとする。

(調査研究等)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集、分析及び調査研究を行うものとする。

(教育の場における男女共同参画の推進)

第14条 市は、市民の男女共同参画への関心及び理解を深めるため、学校教育又は社会教育において、男女共同参画に関する教育及び学習の機会を充実させる等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、男女が性別により差別されることなく、個人の能力及び個性に応じて、学校教育又は社会教育の場に参加することができるように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(健康の保持及び増進)

第15条 市は、男女が互いの性を理解し、尊重するとともに、妊娠及び出産について、相互の意思が尊重され、かつ、生涯を通じた男女の健康に配慮されるよう教育及び啓発に努めるものとする。

(市民等に対する支援)

第16条 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(家庭生活における活動とそれ以外の活動との両立支援)

第17条 市は、男女がともに育児、介護その他の家庭生活における活動及び職業生活、地域活動等における活動を両立することができるように必要な支援を行うよう努めるものとする。

(苦情等の申出及び申出の処理体制の整備)

第18条 市民及び事業者は、次に掲げる苦情等を市長に対して申し出ることができる。

(1) 男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情

(2) 性別による差別的な取扱い等による人権侵害又はそのおそれがある場合の相談等

2 市長は、前項の規定による苦情等の申出があった場合は、関係機関と連携を図り、適切かつ迅速に対応するものとする。

(推進体制の整備)

第19条 市は、男女共同参画の推進を図るために必要な推進体制の整備に努めるものとする。

(附属機関等における積極的改善措置)

第20条 市は、附属機関(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関をいう。)その他これに準ずるものにおける委員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、男女の均衡を図るよう努めるものとする。

2 市は、男女共同参画の推進のため、市の人事管理、組織運営、政策決定の機会等において、積極的改善措置を講ずることにより、男女の均衡を図るよう努めるものとする。

(年次報告等)

第21条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 補則

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成22年規則第36号で平成22年8月1日から施行)

5. つくばみらい市男女共同参画推進委員会条例

平成20年9月22日

条例第19号

改正 平成23年3月30日条例第7号

平成24年3月31日条例第16号

(設置)

第1条 本市における男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画の推進に関する総合的な施策及び重要事項について調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、つくばみらい市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議するとともに、必要に応じて市長に建議する。

- (1) 男女共同参画に係る基本的な計画に関すること。
- (2) 男女共同参画の推進方策に関すること。
- (3) その他男女共同参画の推進に関して必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員の選任に当たっては、男女のいずれか一方の委員の数が委員総数の10分の4未満にならないようにしなければならない。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市議会議員
- (3) 公募に応じた者
- (4) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が決定していないときに開かれる会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員総数の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席又は資料の提出若しくは調査を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償については、つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年つくばみらい市条例第29号）の定めるところによる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民経済部市民サポート課において処理する。

（平23条例7・平24条例16・一部改正）

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会の会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(つくばみらい市男女共同参画計画策定委員会条例の廃止)

2 つくばみらい市男女共同参画計画策定委員会条例（平成19年つくばみらい市条例第2号）は、廃止する。

附 則（平成23年条例第7号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第16号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

つくばみらい市男女共同参画推進委員会委員

(敬称略)

	氏 名	所属・役職	備考
1	鐘ヶ江 礼生奈	つくばみらい市議会経済常任委員会委員長	委 員 長
2	高 木 玲 子	知識経験者	副委員長
3	井 澤 宏 哲	市内事業所 代表	
4	栗 原 哲	認定農業者	
5	鴻 巣 正 雄	つくばみらい市 安心安全課 危機管理監	
6	関 みい子	公募者	
7	高 野 幸 江	茨城県男女共同参画推進員	
8	人 見 実 俊	人権擁護委員	
9	間 宮 正 孝	公募者	
10	八 木 岡 京 子	知識経験者	
11	石 毛 光 子	茨城県女性青少年課長	任期:2017年6月10日～ 2017年9月25日
12	鈴 木 圭 子	茨城県女性政策統括監兼女性青少年課長	任期:2017年9月26日～ 2018年3月31日



第2次つくばみらい市男女共同参画計画

2018年3月

編集・発行

つくばみらい市 市民経済部 市民サポート課

谷和原庁舎 〒300-2492 茨城県つくばみらい市加藤 237 番地

電話：0297-58-2111（代表）FAX：0297-52-6024

メール：support01@city.tsukubamirai.lg.jp

ホームページ：<https://www.city.tsukubamirai.lg.jp/>

